

平成27年 第4回定例会

美深町議会議録

平成27年12月 7日 開会

平成27年12月10日 閉会

美深町議会

平成27年第4回定例会
美深町議会議録

第1号 (平成27年12月7日)

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第53号の提案説明
- 第 7 議案第54号の提案説明
- 第 8 議案第55号の提案説明
- 第 9 議案第56号の提案説明
- 第10 議案第57号の提案説明
- 第11 議案第67号の提案説明
- 第12 議案第58号乃至議案第59号の提案説明
- 第13 議案第60号乃至議案第66号の提案説明
- 第14 質問第1号（人権擁護委員候補者の推薦について）
- 第15 質問第2号（人権擁護委員候補者の推薦について）
- 第16 報告第1号 委員会報告（総務住民常任委員会所管事務調査報告）
- 第17 報告第2号 委員会中間報告（産業教育常任委員会所管事務調査中間報告）
- 第18 休会日の決定

◎出席議員 (10名)

1番 小 口 英 治 君	2番 長 岐 和 彦 君
3番 和 田 健 君	4番 中 野 勇 治 君
5番 荒 川 賢 一 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 岩 崎 泰 好 君	8番 諸 岡 勇 君
9番 齊 藤 和 信 君	10番 南 和 博 君

◎欠席議員（1名）

11番 倉 兼 政 彦 君

出席説明員

◎美深町

町長	山口 信夫 君	副町長	今泉 和司 君
総務課長	渡辺 英行 君	住民生活課長	羽野 保則 君
保健福祉課長	望月 清貴 君	農務課長	草野 孝治 君
建設水道課長	杉本 力 君	会計管理者	吉田 克彦 君
総務グループ主幹	川端 秀司 君	企画グループ主幹	小林 一仙 君
生活環境グループ主幹	後藤 裕幸 君	税務グループ主幹	山崎 義典 君
保健福祉グループ主幹	小野 勇二 君	農業グループ主幹	中江 勝規 君
建設林務グループ主幹	中林 秀文 君	水道住宅グループ主幹	南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育委員長	宮原 宏明 君	教育長	石田 政充 君
教育次長	玉置 一広 君	教育グループ主幹	桜木 健一 君
教育グループ主幹	大堀 裕康 君	幼児センター長	藤原 裕子 君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎 敬雄 君 事務局長 草野 孝治 君

◎監査委員事務局

事務局長 長谷川 浩 君

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩 君 事務局係長 神野 勝彦 君

開会 午前 10 時 00 分

◎ 開会宣言

○副議長（南 和博君） おはようございます。

本日の定例会に倉兼議長から病気療養のため欠席の届けが出ておりますので地方自治法第 106 条第 1 項の規定により議長の職務を行います。

只今の出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので平成 27 年第 4 回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（南 和博君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、副議長において 3 番和田議員、4 番中野議員の両君を指名します。

◎ 日程第 2 会期の決定

○副議長（南 和博君） 次、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りを致します。今期定例会の会期は本日から 10 日までの 4 日間にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から 10 日までの 4 日間と決定しました。

◎ 日程第 3 諸般の報告

○副議長（南 和博君） 次、日程第 3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

はじめに閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承ください。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

商工会に対する平成 28 年度市町村補助金についての要望、北海道のすべての子供たちに行き届いた教育を求める陳情、新たな高校教育に関する指針の見直しを求める陳情、国

の教育予算を増やして高校無償化を復活し、給付性奨学金の確立を求める陳情、大学生の給付性奨学金創設を求める陳情、特別支援学校の設置基準の策定を求める陳情の6件であり、資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

代表監査委員から11月実施の例月出納検査報告、平成27年度前期定期監査報告、財政援助団体等監査の結果に関する報告、これらはお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、条例の制定3件、条例の整備1件、条例の一部改正1件、指定管理者の指定3件、補正予算7件、諮問2件の計15件です。

議会側提出のもの、委員会報告2件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知がありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に今定例会の一般質問の通告について申し上げます。一般質問通告者は藤原議員他3名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○副議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告を申し上げます。平成27年第4回の定例会の開会にあたりまして第5次総合計画10年の折り返しの年となっております。また地方創生の推進による総合戦略の策定の年でもありましたので、これらの報告と合わせて基金の課題となっておりますJR美深駅の無人化並びに宗谷本線の減便についての行政報告を申し上げます。まず第5次総合計画は平成23年度から平成32年度までの10年間の計画として当初計画を約280億円として策定をしているところであります。これらに基づいて町づくりを推進してきたところであります。本年度、前期5ヵ年を終える訳でございますが、これまでの実績額では154億円規模になると見込んでおり、当初の比としまして55%の実施率となる訳であります。今年度は平成28年度からの後期に向けて5ヵ年のローリングを行ったところであり事業費は181億円の見込み10ヵ年の全体では335億円が見込まれるところであります。従って当初計画より55億円増える計画となっている訳であります。

す。また本年度は地方創生元年として人口減少対策と地方の持続的発展を目指す対策を推進していく事となりました。これまでの総合計画に基づいた町づくりに加え長期的な人口ビジョンを背景とした総合戦略を立て人口減少対策に臨もうとするものであります。改めて本町をとりまく現状を認識し総合計画を最上位計画として総合戦略を元に意を新たにし町づくりに取り組んで参る所存でございます。次にJR美深駅の無人化、減便問題であります。JR北海道は安全最優先の鉄道会社への再生に向け、その安全確保に必要な資金不足を補うため利用実績の少ない駅や列車の老朽化に伴う様々な見直しを進めなければならないとして本年9月29日JR北海道本社の来町によって駅の無人化の計画が示された訳であります。また10月15日には駅の無人化に加え普通列車の減便、時刻変更の計画も示されてきたところであります。この提案に対しJRの利便性の低下や公共交通の使命を始め、地方創生の時代に逆行した利用者不在の計画に反対の意向を示すとともに上川北部3町村長で町村議會議長の名を連ねた要望書と自治会、商工会、農協などの団体からの要望書を持って11月10日に本社要望を行って来たところであります。この計画について平成28年3月26日の新幹線北海道開業に合わせたダイヤ改正として実施されるものでありますので早急な対応に迫られており事前説明の遅さや周知期間の短さなど憤りを覚えるところではありますが、しかしながら今回の見直し計画は全道に及ぶ事からJRとして丁重な説明に勤め理解を求めると言いつつもこれらの実施に踏み切る事は必須であると想定される事から町といたしましても住民の利便性の低下に影響の少ない対策を取る必要があると考えているところであります。美深駅の無人化については人員の継続的な配置を希望し、必要であれば町として相応の負担も覚悟しながら協議を進めていますが美深駅の収支状況やJR職員が不足という課題もあるため継続して職員の配置の可能性は非常に低いと感じており、町や団体等がJRからの委託を受け一定の切符の販売を行う簡易委託方式で駅の機能を残すべく要請し調整をさらに続けて参りたいと考えております。また減便と時刻変更については宗谷本線美深駅以北稚内までが影響を及ぶものであり宗谷本線活性化協議会を通して計画の見直しがなされるよう協議をして参りたいと考えております。以上2件の行政報告とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） 只今、町長から行政報告がありましたがあ尋ねの向きがありましたがらご発言願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） なしと認めます。

◎ 日程第5 一般質問

○副議長（南 和博君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は4名です。発言の順序は通告の順序とします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告の順序に従って発言を許します。

6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） それでは一般質問をさせていただきます。今回美深町の地域創生総合戦略に対するメニューが短期間でこのように仕上げて提出されました。関係者の皆様の努力に敬意を表したいと思います。また、この施策が単なる補助金獲得と言うものではなく、この美深町の未来そして日本国の未来に大いに役立つものと信じ期待をするものであります。それでは質問に移らせていただきます。美深町、まち・ひと・仕事創生戦略の1つに教育環境の整備、充実があり美深ならではの教育スタイルを確立するという項目がございます。人づくりは対象となる世代により町が提供できるものと期待するもの、それぞれ違ってくると思いますけれども、ここでは就業前の子供たちを対象に具体的には生きる心を育てる教育として山村留学の充実、高校卒業後の支援も含んだ高校教育の支援を挙げております。これまで以上に力を入れていくという意思の表示と察するものであります。が以下の項目について教育長に質問をするものでございます。まず1番、生きる心を育てる教育それを実践する山村留学を充実させる。とありますけれども山村留学を継続していくという判断をどの様に下したのかお伺いするものであります。2番目、学校の継続が地域の存続に繋がる要素が大きい訳ですけれども仁宇布地区の振興と山村留学というものをどのように捉えているか教育委員会の考え方をお聞きいたします。3番、美深小学校、美深中学校にも生きる心を育てる教育、美深ならではの教育、教育というものは当然大事でありまして美深ならではの教育スタイルを示し進めるべきだと思いますけれども具体的な考え方をお伺いするものであります。4番目として美深高校の支援拡大も基本趣旨は理解しておりますけれども支援の拡大から美深町が期待をしていくものはどのようなものがあるのかお伺いをします。5番、仁宇布の中学校の方ですけれども仁宇布中学校の山村留学の方に対する美深高校への進学の働きかけはどのように行われてきているのか。その実績及びそれに対する評価をお伺いするものであります。以上よろしくお願ひ致します。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、藤原議員の方から教育関係、特に山村留学等に対してのご質疑をいただきました。まずもって仁宇布小中学校が先日100周年を迎えたと言う事で本当に地域の方々の努力はもとよりですが、議会をはじめ関係する町民の大きなご支援ご協力頂いて無事に100年を迎えたと言う事は本当に喜ばしい事でありまして地域の方々そして町民の方々に厚く御礼を申し上げたいと思います。そういった中で山村留学の継続

についてのご質疑でありますけれども山村留学そのものについて、これまでも学校のあり方などを含めながら教育的な視点それから地域づくりの視点というものを持ちながら仁宇布地域の仁宇布小中学校において山村留学という事は欠かせない位置付けであるという事で今回、新たに継続の判断を下したという事ではなくて、これまでも再三申し上げている通り基本的には継続をして行く事が望ましいと考えておりますし、そういった事をこの規約の中で唱ったという事でありますのでご理解をいただければと思います。次に仁宇布地区の振興と山村留学についてという事でございますけれども地域の振興という事は、本当に色々な方がご努力をされて地域づくりをどう考えていくかとう視点で考えていく必要があろうかと思います。この地域で暮らす住民にとって学校そのものがやはり心の拠り所と言っても過言では無いかと思っています。学校を核として地域が形成されコミュニティが確立されているというのも現実であろうと思います。言ってみれば学校があるという事で地域の活性化が図られるという大きな役割を果たしていると考えている所でございます。また山村留学そのものを考えてみた時にやはりこれは教育的な視点という事で見ていく事が必要であろうと思っております。全国から集まる子供たちが山村留学を通して大自然の中で学習をし、そして立派に育っていく事が出来る。言ってみればその事が本当に学校の特色ある教育ではないかと考えているところでございます。次に美深の教育スタイルという事でお話がございました。近年、幼児センターから小学校、中学校、高校、高等養護学校という形で美深町の教育として連携をして進めて行こうという事で3年ほどぐらい前から連携をする連携会議的な事を進めて来たところでございます。そもそも、教育そのものは、いかに環境を作つてその中で各指導を行つていただくかという事が基本でございますけれども、そういう連携を図る中で、これまで以上にプラスをして新たな教育スタイルというものが確立できないかという事で検討して参りました。これまでも各講師間での色々な連携の中での取り組みを近年、進めて来ているところでございますけれども、さらにどうしていくかと言う事で各学校の教育課程等の関係もありますから色々な調整が出てこようかと思いますけれども、何かそういった部分で特色、これまでにプラスした特色を持たせるような事ができないかという事を今、検討している所でございます。そういった中で例えばという事で近年、英語教育という事が求められておりそそういう事にも視点を当て行けないのかなと考えてみたり、今後に向けて検討しているという状況でございます。次に美深高校への支援拡大によってどういった事が期待されるかという事のご質問でございます。今回、新たな支援策としての条例を提案させて頂いておりますけれども、この事は美深高校へ入学していただける生徒をいかに確保して行くかという事が根底にあります。つまり地元の高校の存続をさせていくという事を基本にしているという事でございます。

地元に高校があるという事は単に高等学校の教育の場が確保できるという事ではなくて、それらを通して社会に貢献する人材を送り出して行くというような事や地域にとって高校が地域に果たす役割と言いますか、そういったものが非常に大きいと感じている所でございます。最後に山村留学生の美深高校への進学の働きかけという事でございますけれども、27年度、仁宇布小中学校から美深高校へ入学いただいた生徒は2名でございます。生徒に対する美深高校の紹介等は随時行っている訳ですけれども生徒1人1人がどのような進路を目指して行くかという事もそれぞれの考え方、進み方がありますからそういった事も充分配慮しながら、それぞれの課題等を聞きながら美深高校への進学が適していると考えられる場合には美深高校等の良さもしっかりと伝えながら積極的にPRをして行きたいと考えているところでございます。以上ご答弁申し上げます。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは今、お答えを頂きましたので順を追って1問ずつ再質問をさせていただきたいと思います。まず1番目の生きる心を育てる教育の中で山村留学をどのように結論を下したのかという事で私も従来からこの事は教育長とも色々お話をしている中で、これまで継続するにあたっては当然必要だけれども地域の理解、地元の理解というものをずっと尊重してこられた訳ですけれども、まだそういう段階には至っていないというような回答、従来と同じ状況なのかなと思う訳ですけれども、もう一步踏み込んで継続をするためにきちんと方針を打ち出す時期に来ているのではないかと考えている訳ですけれどもまずこの点はこれまで通り今、回答頂いた訳ですが具体的にその理解を得るために今後どのような形で動き出す予定があるのかどうなのかその辺をまず1点お伺いしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） しっかりとした方針を出して行くべきであると、そういったお話でございます。基本的に先程もご答弁申し上げた通り、地域にとっての学校の位置づけなり、教育的な視点も含めて山村留学の大切さという事は色々な機会でお話し申し上げているつもりございます。そういった中で山村留学そのものが地域の学校を存続して行くという形で大きなポイントになろうかと思います。山村留学そのものがやはり地域の中で皆様のご努力の中で考えられてスタートした事業です。そういった事を踏まえるとこれから山村留学を含めて地域の学校のあり方という事に対して、地域の中で十分なご理解を頂く中での考え方が必要になるだろうと思います。単に町の方だけでこうやりますと言っても大きな財政負担も出できますし、そういった事を考えますと町全体としてのご利用をっていく為にはそういった事を整理して行く必要があるだろうと考えているところです。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） そのような事をずっと聞かされてきている訳ですけれども仁宇布に関しては山村留学の継続だけではなく、そのための土俵作りというのも例えれば学校の校舎等も含めて沢山ある訳で、逆に山村留学が非常に重要だという認識は同じく色々な意味での重要性というものが理解しているところだとは思うのですがそういう事であれば逆にその方針をしっかりと進めるために住民との協議もして山村留学をしっかりと継続していく、その中で来るからまた来年も開くかなというスタイルから、やるから呼ぶ、という形を自信を持って出来るような形の体制作りというのも早急に進める時期に来ているのではないのかなと。というのは北海道の中では山村留学、ここまで来る間にずいぶん減ってきている現状があるという中で美深の特徴として山村留学というのが美深小学校、中学校とは違った特色を持つ学校としての存在価値というのは非常に高いのではないのかなと感じている訳で、その辺せひとも今後、地域創生につながる部分と考えて進めていきたいなと。その中で仁宇布の山村留学というのが、方針の中にもある生きる心を育てる教育、それを実践する山村留学という風に唱っている訳で、それだけの魅力が学校教育の中ではあるのかなと感じている中でどういう事なのかなと私なりに考えてみたのですけれども元来、日本国民というのは農耕民族で隣近所と助け合いをしながらずっと生きてきて来たと。最近はどんどんその辺が近代化して便利になってきて失われた現代社会がそう失いつつあるものが仁宇布には自然環境を含め人々の助け合い、その中で子供が育っていく環境、そういうものが非常に貴重な財産となっているのではないのかなと私は思う訳ですけれども教育委員会としては山村留学の貴重な環境、特色が残る部分としてはどのような考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 前段の方の協議という部分ですけれども一定程度、地域の方々にも教育委員会と言いますか私の立場で山村留学を止めるとかなんとかいう事は一切言っておりません。基本的にはいつもお話し申し上げている通り私のスタンスとしては続けていくという事で地域の方々にもお話をしているというような状況でございます。そういう中で山村留学はやはり後段の部分にも係ってきますけれども地域の方々に支えられて、そしてやってきていると。以前はPR活動を含めて本州方面へ出かけてという事がありましたがけれども、それよりは今インターネット等でPRする方が遥かに有効でありますし、毎年たくさんの応募を頂いているという状況でございます。そういう中で地域としてもご努力頂いていますから、そういう部分をしっかりと地域としての関わり方、考え方も再度まとめていただくという事が必要なのだろうと考えています。そして山村留学の持つ

意味という部分になるのですけれども今、言われた通り地域の中で地域の人が色々な形でご協力を頂いて子供たちを支えて頂いて山村留学を支えて頂いているというのが現実でございます。その中で子供たちにしても社会勉強もしますし非常に意義のある事だらうと思っています。それと合わせて山村を目指して来る子供たち、大自然の中でという子供たちもいますけれども正直なところ色々な課題を持ってくる子もいます。やはりあの地域の中で育まれる事によって先程申し上げた通りしっかりと学校を卒業して、次のステップを踏んでいく事ができる事がそういった事が大半であると見ています。そういった部分では非常に山村留学の持つ意味と言いますかそういったものは大きなものがあると考えています。以上です。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 山村留学、地域との人々の関係、これがやはり大事だという話でありますけれども山村留学の事業がその仁宇布地区というものを支え、逆に仁宇布地区の振興が山村留学を支えていくという、そういう関係にあるのかなと思う訳で、教育委員会の中では学校をどのように運営していくかというのが仕事な訳でありますけれども仁宇布の場合では現在、トロッコ王国だと色々な形で人々が関わっている中で山村留学が振興策の1つになっていると言っても過言ではないと思うのですけれども、そういった中で仁宇布全体の地域の振興という事を考えた時に、教育だけではなくて色々な部分が関連して来る訳なのですけれども、その山村留学を継続して進めていく中で他の部局と政策的には教育委員会の政策なのでしょうけれども仁宇布の方等について他の部局と協議をしてどの様な事が出来るのか考えられるかその様な計画と言いますか協議した事があるのか。あくまでも教育委員会での中だけで進めているのかその辺についてお伺いしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 山村留学が地域を支えているというお話をございました。確かにお互いに地域が山村留学を支えているというのも事実ですし、その事によって地域全体が頑張っていこうという事で学校を存続させて、反面から言うとそういった山村留学による学校が地域を支えていると。支えていると言うと意味合いが違うかもしれませんけれどもそういった関係で地域の中でしっかりと取り組まれているという事はその通りだらうと思っています。学校の存続なり山村留学が地域振興にどのように役割を果たしていくか。学校そのものが地域振興、言ってみればそれに代表されるのが観光事業ですとかそういった形で今、仁宇布が非常に脚光を浴びて、その中心にある様に思いますけれども、その事が直接、学校があるからという事であるかどうかは一概に言い切れない部分だらうかと思いま

すが地域が学校支え、学校が地域を、力となると言いますかそういった部分で考えると学校があつてそういうものが支えられているというのは意味合いとしてはあるだろうと思っています。その事は非常に大切な事だろうと思っています。直接、山村留学と学校の存在と返して地域振興、役場庁舎内の横の連携という形でそれをテーマに議論するという事は現実としてはございません。ただ、それぞれの認識の中にそういう事業を支える源の中には地域が努力をされて学校を残しているという事態というのはあるという事は認識をされていると考えています。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 当然、政策を施行していくとなるとそれぞれの分野、立場がありますのでその辺の理解はしています。その中でやるものはあつちがやらなければならない事、こっちがやらなければならない事というのは当然ある訳なのですけれども、どっちがやるかという事ではなくて振興策としてはそういう協議と言うものも必要というかそういう情報交換の中から得られるものもあるのかなと。それにプラス、人の移動の中で例えばそういう所に関わった人が来るだとかというのも最大限に期待をするところではあるのですけれども、そういう中でぜひ柔軟な考え方の中で学校の教育とは言え間違いなく地域振興の1つになっているという点はあるのでその辺色々な垣根の高さ、低さはあるかもしれないですけれども一般のものとしてはそういうものをぜひ期待をして政策に反映されればすごく有り難いと感じる部分で今後そういうような情報交換がされる事を期待はするところであります。学校教育という事でいきますと今、仁宇布の話をできましたけれども、やはり町の小学校、中学校に子供たちがたくさんいる訳ですから、そこでの美深の特色ある教育という中で教育長は環境づくり、そして特色をどう持たせるかという話を先程していただいた訳ですけれども、今後、色々教えていく地域創生の中で鍵になる部分というのが新しい事をどんどん見つけるという事よりも、これまで経験してきた事の中に色々なヒントがあるのではないのかなと。生きる心を育てる教育とここでは唱っている訳ですけれども新しい事ばかりではなくて現代社会が失ったものを再発見するという事も何かしらの鍵になるのではないかと。そういう事で失われていくものを伝承していくというような事で行くと美深町の子供たちにまず郷土教育というものを少し特色として、今もやってはいるのでしょうかけれどもその辺にもう少し特色を出していく方法もあるのではないかと。その点、美深には色々な環境の中で自然環境だと生物の環境だと非常に良いものが残っていると私は思う訳ですけれども、その地域の素材というものをまだまだ有効に使える部分があるのかなと。例えば美深の場合ですと普通にあるので住んでいる人はなかなか気付かないと思うのですけれども、豊かな森があり、山があり、川があると。自然が

もたらすその水の循環だとかというものを知り美深の中で教えられる環境にある訳でその中で人々が営みをしていると。そして美深には天塩川という母なる川がありましてここは毎年鮭が上って来る訳ですよね。先月11月あたりは7線のところの川と天塩川との合流地点には、ものすごい数の鮭が上っていてそこで打ち上げられて死んでしまったところに上って来た鮭がまた間をくぐって上に上っていって、そういう命の循環というのが直接この目で見られる環境が残っていると。学校の先生にその話をしたら、ぜひ子供たちにそんな所、私も見たいし見せてあげたい、みたいな話もある訳なのですけれども、そういう素晴らしい目で見て、肌で感じる事のできる素晴らしい環境がこの町には残っていると。教科書を使った教育はどこの町でもできる訳なのですけれども、美深ならではのそういう環境をして心が感じる場というものを提供できればこれはやはり生きる力だとか生き物を、命を大切にする、そういうものも非常に有効に伝えられる場であるのではないかなと思っているのですけれどもこういうものが1つの美深スタイルとして教えられる部分の1つではないかと感じるのですけれども教育長はどう感じますか。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 最初の横の連携と言いますか、仁宇布の地域振興としての情報交換等、これはそれぞれの縦割りの中で壁があって出来るとか出来ないとかいう事ではなくて必要に応じてその部分については当然、協議をされていく部分ですし、その事が意図的にされていないという事ではないので、そういった事についてはご理解を頂ければと思います。美深スタイルと言う部分でのお話の中で、特に前段で現代社会が失ったものというお話がありました。地域の中でやはり子供たちが切磋琢磨しながら子供の社会を作っていくというような環境が薄れてきたという事は、これは言われる通りだろうと思っています。そういった中で各講師間の連携の中で、例えば幼児センターと小学校の中での連携ですとか、各学年の子供たちが幼児センターの子供たちと連携しながら、例えば5年生の子供にしてみれば来年1年生に入ってくる幼児センターの年長さんと交流を深めながら入ってくる準備をして入学した時にはそのお世話役となるというような形で、それは1つの例ですけれども各学年で色々なそういった連携がされています。そういった部分で幼・小・中・高という連携の中でそういったものが育まれている、これは1つの言われる通り教育の特に今、教育の中では学校主導の連携という事が言われておりますから、そういった部分で大切な取り組みであるという事でこれは大事にしていきたいと思っています。それからふるさと教育という部分でお話がございました。小学校では現在、社会の副読本を作っています。これについては先程色々お話がありましたけれども美深の自然ですか産業ですか色々な事が記載されている訳なのですけれども、その中でも例えば小学校4年生で行け

ば森林学習ですか地域の山作りを体験するとか色々な形で美深の町の産業である森林について勉強する、ですかそういった機会が各部分で設けられている部分です。お話をありました孵化場の部分もそういった部分で載っていますし、そういった事を勉強して行くという機会はありますかと思います。ただ実際にその現場に足を運んでいるかどうかと言う部分については、それぞれの授業の中での取り組みがありますから100%そうしているという事は言い切れないのかもしれませんけれども、そういった部分で一定の努力はされている部分があるという事もご理解いただければと思います。今、お話をあったような事はとても大切な事ですから今後そういう部分がまだまだ色々な部分で取り組んでいけるという余地があるとすればそういう事を学校側に知らせていくのも大事なことだろうと思います。ただ最近の課題としては授業実数が増えてきて、いわゆる総合の時間ですとかそういう部分の時間がだんだん減ってきているという課題があるというのも現実でございます。そういう部分では学校現場では非常に色々な部分でのご苦労はされている事だらうと思っています。以上です。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今の話で行くと色々な時間制限の中でなかなかその美深のスタイルを確立し、郷土を教える時間を取りたくても現場的には結構厳しい方向性もあるのだというような話も聞き取れる訳なのですけれども是非そういった中でもやはりさらにそれを増やしていくというのは現状として厳しいのかなと思うのですが時間数として確保がなかなか厳しいのであれば中身で色々工夫をしていくという方法もあると思うのですけれども今、色々失われていくものの中で環境だとか周囲の状況の中で色々昔を伝える人というのも時間が経つとどんどん減ってきますので、その辺の生の声を伝えるような場というものがいたら学校の枠の中でそういう時間を持つというのは今、教育長が言ったように難しい部分があるのかと思いますけれども、どこかでそういう話を聞ける機会、子供たちが聞く機会、要するに苦労していた高齢者が話をできる機会、これがいたら良いのにな。早くしないとそういう事をわかった人が僕らではそんな昔の苦労話は逆に出来ないような年代でありますので是非そういう事も考えていただければ有り難いのかなと感じているところであります。そういう考えもあるのですけれども教育長はその事についてどう思われているでしょうか。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 総合的な時間が減ってきたというお話を先程しましたが、これまでやってきた取り組みが縮小されたという事ではなくて総合的な時間の取り組みというのが各教科の中で取り扱われるようになってきたという事も現実ですので、そういった部

分についてはご理解をいただければなと思います。それから昔を伝える人のお話という事でありますけれども近年では中学校で道徳の時間等で地域の色々な方々のお話を伺うと、そういった取り組みもされています。ただやはり申し上げた通り時間数的な事もありますからそうそう大きな数ではないのですが毎年、数人の方にそういった取り組みがされていると言う事でそういった部分については今後も推進をしていきたいと思っています。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは美深高校の質問に移らせていただきます。まず先程の4番ですけれども美深高校の支援等の質問をした中でお答えを頂きましたが、はっきり言って高校がなくなれば何もなくなってしまうお話になるので、そういった中で今回の支援策というのは英断ではなかったのかなとそのように思って僕らも早く気づけばと逆に思ったぐらいこの時期としてはこれに懸けようという思いだとは思うのですけれども、その中で奨学金、これをやる事によって来てもらおうという事になりますと奨学金が直接魅力という部分よりも奨学金を受けるという事は当然進学が前提になる訳ですから進学を目指すという事になると当然、学力の充実というのが基本になってくる部分だと思うのですよね。それを進めるには美深高校ならではのメニューというものが必要になってくると。その中で教育長が言っておられた一つとして英語教育に力を入れていきたいというお話がございましたけれども英語教育に力を入れる、入れていく中で具体的な現状あるいは今後の予定として取り組みの例をあげて頂ければ有り難いと思うのですけれども。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 英語教育については具体的に今ここでどうこうというプランを持っている状況ではございません。先程、英語教育と言ったのは今、小・中学校、小学校での英語教育という部分が来年28年度に学習内容が改正される訳ですけれどもその中で教科として位置付けされるという事と、現在5年生、6年生が英語の時間としてやっていくところが小学校の3年生から教科として入ってくるという事がありまして社会的な要請の中で英語教育は大切だと、1つの例として先程申し上げたという事をまずご理解ただきたいと思います。言われる通り今回の奨学金そのものは魅力付けの1つであるという事はそうであろうと思いますけれども子供たちがそれで即、美深高校に大きな魅力を感じて行く状況になるかというとそれだけでは足りないというのはご指摘のあった通りだと思っています。そういった事について今後、奨学金を出すという1つの目標は、美深高校は普通高校ですから普通高校の役割としては子供達にしっかりと学力をつけて、そして次に進んでいただくという事が基本だと思っています。それらについてどうして行くかという事を今、高校と協議させて頂いているという事でご理解頂ければと思います。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 英語は例えれば1つの例として挙げられたとは言え、実際、英語検定だとかそういう事にもこれまでそれなりに力を入れてきているとそういう実績を踏まえての発言ではなかったのかなと理解をしているところでありますけれども例えれば英語に力を入れるのであったらそれを目指してやってくというのも1つの特徴付けにはなると思うのですけれども美深高校は3学年各1クラスですよね。英語の力をつけるには教科書をたくさん与える事よりも直接、会話ができる環境というのもすごく大きいのではないかと。子供達を一斉に外国に出すというのはできませんので私個人的に思うのは3名、要するに1クラス1名、外国人をクラスメートとして入れないだろうかなと思う訳ですけれども、そうしたら部活だとか私生活を通じて当然、会話の中で英語教育というものに関心を持つてもらう。また当然、知識がとかそういうものも上がってくるのではないか。1番、環境としてはそういう中に混ぜてしまうというのが非常に有効だと思うのですけれども、これは実際やるとなったら問題あるでしょうけれども1つの考え方として思う訳ですけれどもそれくらいの特徴だしてもいいのではないかと。先程申し上げた学校の存続が前提でありますけれども、それくらいの思い切った特色を載せるのも今回の奨学金と同様やはり必要と言ったらおかしいですけれどもそういうような英断も今後必要になってくると感じるのですけれどもその件に関しては教育長どう思われますか。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 例えば英語教育という事を中心に置いたときに、やはり日常的な中で英語を使う機会をいかに作っていくかという事は大切な事だらうと思います。各クラスに英語圏の学生を連れてくるというのも本当に1つの奇想天外と言いますか、ご提案なのかなと思います。要はそれぐらい色々な取り組みがあっても良いのではないかというご提案かなと思います。どういった形で子供たちの学力の向上を目指した魅力付けができるか、そういう事を検討してみたいと思っています。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） あくまでも今後、それを決定した訳ではありませんので、今後色々特徴付けをしていく中でそういう事も含めた色々な議論の中で政策として特色が出せたら凄く期待をするところではありますけれども美深高校がこれまでそうだったしこれからもこうあっていただきたいと思う部分で、まず美深高校の卒業生として各社会に出た後で、冒頭でも教育長が言われましたけれども社会への貢献、これが第一で美深高校の卒業生として美深の色々なイメージアップにつながる部分ではある意味貢献になってくるのかなと考えている訳で、例えば今回この夏、桜庭和さんが美深でちょっと育ったという中で

一生懸命やってくれていると。多分なにが心に刻まれたものがあるのでは無いのかなと。そうしてみんながみんな言う形になればいいですけれども、そうはならなくとも美深の高校で一生懸命学んでそして社会に出たその時に色々な支援をした結果そのような発信をする1人にでもなってくれれば非常にありがたいのかなと私は感じている訳ですけれどもそういういった部分を含めて今回の奨学金の美深に貢献していただける部分というのをそういう事も含めてあるのかなと私個人では思うのですけれども、当然、何も出しっぱなしで終わるという事にはなかなか町民としても町民感情も有りますので何かを出す上で美深が何か期待できるものというのは当然考えられるのかなと。先程、教育長が言った社会貢献という中で美深に何かの形で戻ってくるというものを期待したい部分ではないのかというふうに受け取った訳でありますけれどもこの件に対してもうひとつ教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今回、議案で出されている部分ですので、その内容についてここで詳しくお話しするという形にはならないのかなと思いますけれども、基本的にやはり地元の高校を出て社会でしっかりと活躍をして頂いて、それぞれの方々が美深高校出身者であれば地元の高校ですし、外から来られた方であれば高校3年間を過ごした地域として美深の事を考えて頂けるという事は、これは本当に携わる者としてそういう事を期待したいという所でございます。以上です。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは山村留学から美深高校への進学の働きかけというところで27年、今年2名の方が入学をしていただいたという事で非常に心強く思う訳でありますけれども、この2名というのは当然、山村留学で来られた方がそのまま美深に残ってくれたケースなのでしょうか。それとも地元の子が入っているのか、そこら辺どうなのでしょう。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 山村留学で来られた方が地元に残ってくれたという事です。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） そうであれば当然こちらに出てきて住まい等の課題を色々解決した中でクリアしてきた部分に思う訳ですけれども、この2名がそういう形で実績として残られたという事でいけば今後、先程の奨学金ではないですけれども当然、美深町内だけではなくて美深町外にも門戸を広げて人を来てもらおうという趣旨だと思いますので、そういう事であれば今回の2名というものが非常に貴重な経験となって次につながるので

はないのかなと感じるのですけれども、よそから来た場合には同じような課題にぶつかると思うのですよね。例えば2名来るという事は3名来ても4名来ても受け入れる体制が可能なのか。その辺の今回の支援と合わせて整備しなければならない部分があるのか、その辺に関してはどの様なお考えでしょうか。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今お話しがあった通り住宅の問題という事が大きな課題としてあります。今年入っていただいた2名の方は町の事業の方で支援して作って頂いた住宅、これは下宿用として整備して頂いた部分に2人、入って頂きました。実は下宿として適した場所というのはもう他にうちの町には無いというのが実態です。そういった中で高校の関係で今年、何回か地方の学校を回らせていただきましたけれども、やはりその住む場所という課題は大きな課題としてあります。基本的にはそういった子供たちが住んでいただける場所、そういうものをしっかりと確保していきたいという基本的な考え方を持っています。

○副議長（南 和博君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 多分そこが進めるにあたっては現実として一番直面する課題なのかなと認識をしているようですけれども実際まさにその通りかなと思う訳ですけれども、あれもこれも全て満足に行くものというものは難しいかも知れませんけれども、今例えば美深町は今年から給食もして高校は希望者も給食を受け入れるような環境も有りますので、ましてこういった支援策が出てくるという事であれば、来るから何戸か用意しなければならないという、後を追っかけるようなのではなくて、逆にさっきの英断の話で、用意していますのでぜひどうぞというようなそういったスタンスもやはり時には必要かなと。それにはすごく大きな決断が伴うでしょうけれども、そういった考え方で今この時点でそれを作るというのはまず学校存続のために一生懸命やる中で難しいでしょうけれどもそういったものの進め方というのもやはり今後も必要になってくる場面がおそらくそう遠くない時に来るのかなと感じるのですけれどもその辺の見通しと言いますかそこらへんを伺って今回の質問これで終了とさせていただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今回、地方の学校を回らせていただいた中でやはり興味を持っていただけの方というのは現実問題としていらっしゃいます。そういった中で実際に美深町に来られるという事になれば、これは4月1日から何らかの体制を作っていくという事になりますのでそういった事を含めながら一定程度の考え方を整理して、そして次年度に向かっていきたいなと思っています。

○副議長（南 和博君） 以上で 6 番、藤原議員の質問は終わります。

次、1 番小口議員。

○1 番（小口英治君） それでは通告表に従って説明いたします。項目、1 番としましては産業、件名、美深産のブランド化・販路拡大についてあります。質問の要旨です。以下の参加後の取り組み・方向性について伺います。1 つには9月東京国際フォーラムでの物産展参加後の当町の取り組み。2 つ目には10月北いっしょ協議会が受け入れた福岡熊本のホテル関係者との取り組み等あります。美深町総合戦略会議で示された農業のブランド化に取り組む必要性があると認識しております。食材としてのチョウザメもようやく認知度が高まりつつある中、差別化の重要性が必要不可欠と考えますがその考えを伺います。これに合わせ農業振興センターでの商品開発、販売に結びつく特産品の育成は考えられないかを併せて伺います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、小口議員から美深産のブランド化と言いますか販路拡大についてのお尋ねがございましたので私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。まず具体的に9月の東京国際フォーラムの物産展参加後の取り組みという事であります。この物産展は全国町村会が主催した町イチ村イチ、2015 ありました。今回で3回目となるこのイベントでありますけれども全国の町村が一堂に会し、それが持っている特産品や観光資源などのそれぞれ町の特産品、宝物に近いようなものを都会の人たちにアピールするのがこのイベントの狙いであります。開催中の来場者は約5万人とこのように聞いています。我が町としては2度目の参加であります。今回は地元食材を使った郷土料理やこだわりグルメを販売する町イチ村イチ食堂コーナーとして移住定住相談コーナーにも出展させていただいた所であります。全国各地の魅力的な特産品が多数出品される中で我が町の新商品としてはチョウザメシューマイ800 個持っていた訳でありますけれども早々に完売して手応えを感じてきたと伺っている訳であります。このイベントは2年に1度開催されているものでありますので今後も美深町を強力にアピールできるような魅力的な产品を持って参加継続をして参りたいと考える訳であります。次に10月に行きました北いっしょ協議会が受け入れた、福岡熊本のホテル関係者との取り組みであります。これは全日本の司厨士協会と言うのですか福岡支部の9人によります北海道食材視察の取り組みであります。九州エリアにおいて収穫アップのためイベントとして各それぞれのホテルが毎年、北海道食材フェアを開催しております。北海道の新しい食材の発掘を目的に行われている、このように伺っております。まず視察では美深町産の馬鈴薯であります「北あかり」そしてかぼちゃであります「くりゆたか」美深牛のほか中川・音威子府産の

食材も合わせて試食をしてもらい活用の可能性について意見交換を行ったところであります
が現時点では具体的なその後の進捗が見られているという状況には至っていないという
状況であります。しかし昨年は同様の取り組み、昨年、ホテル日航福岡において美深牛・
美深鮭・アスパラ・白樺樹液などの食材が採用されておりまして6月から7月の2カ月に
わたり道北各地フェアが開催された実績もある事から今後もこうしたPRを粘り強く続け
ていく必要があるのかなと思っております。次にチョウザメの差別化の重要性は不可欠で
あるというお話を頂きました。ご承知の通りチョウザメ産業振興については我が町として
30年来取り組んできたところになりますけれども、ここ数年、北海道大学大学院水産化
学研究院の指導を受けながら軌道に乗れるように今、向かっているとこういう所であります。
地方創生戦略の目玉に位置づけている訳であります。近年ではチョウザメがキャビア
だけではなく食用としても広く認知されている事から飼育数を増加させるための養殖施設
整備と合わせて加工施設整備などを進めて考えているところであります。今後は、びふか
温泉はもちろん町内飲食店などへの加工肉の提供を始め特産品の開発、郷土料理の開発など
チョウザメ産地としてのブランド化を進めながら関連産業の振興や雇用の場の創出など
目指して行きたいと考えています。色々な所の視察等もやらせて頂いているような状況で
あります。次に農業振興センターでの商品開発、販売に結びつく特産品の育成についての
質問も頂きました。農業振興センターにおける特産品の育成・支援についてはこれまでに
もち米加工やさらに鉄火メロンの加工研究が行われたところであります。特にもち米加工
では現在も続いているけれども2件のグループが事業化に至っているという状況で
あります。さらにイベントでの販売や企画販売など積極的に取り組み、町民にもこれらの高
い評価を受けているものではなかろうかと考えております。最近の加工研究支援の取り組
みとしては「はるゆたか」小麦でありますけれども、これを活用したクッキーの販売、こ
れはトロッコ王国等でも販売されておりまし、チーズ作成の過程で出るホエーを活用し
た美深産の食材にこだわったビザの開発であるとか販売これらも取り組んでいる業者が出
て来ていますし、ビーフジャーキーの研究や、かぼちゃのペースト販売、特にかぼちゃの
ペースト販売等については今、段取りをしている方もいる訳であります安心安全な美深
産農産物を活用した加工販売に支援を今後も行っていく必要があると思っている訳で
あります。さらには美深産ホワイトアスパラガスの加工施策や学校給食における味噌の製造など
色々な動きがある中で農業者ばかりではなく商工業者なども含め多くの方にチャレンジ
をして頂いて町といたしましても関連機関と連携をしながら多方面の積極的な育成・支援
に取り組んでいければと考えている訳であります。できるだけ振興センターのご利用を頂
ければ、このように思っております。振興センターもそういう事で窓口等も手掛けていき

たいと努力しようとしている訳であります。以上です。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） まずお聞きしたいのは9月、10月、つい最近の事ですけれども美深が参加したという事でそのフォローと言いますか、そこら辺の体制はどうなっているのかなという視点でお聞きしたかったのですが期間もありませんのでそれは無理な事かなと思いますが美深町ではスバルの関係で太田市とも色々交流がありますけれども太田市においてはスポレク祭りですとか、そういうものには美深の物産を数年来供給して好評を得ているというような認識ですが、そういうようなある程度年数を区切っている物産の交流行き来、美深の物産が行っている地域とそのあとのフォローと言いますか売り上げが伸びているのかどうなのか。売り上げが伸びない場合は何の努力が足りないのか、そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） その時点、その時点で行っていただく方、また持って行く方の取り組みがある訳であります本当に売り上げは、物が足りなくなるような状況もありますけれども少し苦労したという話も伺っている様な状況であります。その年、その年である訳でありますけれども、それぞれの行き先と言いますか、それぞれの相手先そしてこちらから行く人間、ただその行く人間もなかなか固定して行くという形にはならないものですから、うちの振興公社であるとかさらに色々な形の人間が行っている関係がありましてその辺の今言われるような部分の整理の仕方、そしてきちんとした我が町のブランドとしての位置づけ等々についてはまだまだ今後の課題を持っているのかなと感じている訳であります。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） 課題の整理を早急につけていただきたいと思います。というのはチョウザメに関しても先だって議員の何人かでも見てきましたし、先月は美深町でも職員と温泉等の方もチョウザメに関して視察を行っていると思います。その前にもチョウザメは視察等をやっておられると思います。そこで見て来た事はチョウザメも飼っている方法等は色々違いますけれども製品化に既になっていますよね。そこで同じチョウザメに対して美深町も30年やっている、九州の小林市でも30年やっていると。ここら辺で差別化をしていかないとチョウザメ、ある程度全国で何カ所もやっている訳ですから、せっかく美深が最古参的に古い歴史を持っている中で埋没するのではないかと私は心配しているのですがそこら辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今、チョウザメに特化した話を少し伺った訳でありますけれども、正直言ってなかなかチョウザメが鮫という部分については我が町のブランド化したような有名な町としてだいぶ経っているのかなと思っておりますけれども、それを料理だとか物だとかそういう部分での商品価値というものをまだ食べるとかキャビアであるとか加工品であるとかそういう部分についてはまだまだきちんとした製品に結びついているとは考えておりません。まだまだこれから製品化していく、商売にしていく。そういう過程においてはまだまだ飼育する量も大きく拡大させていかなければならないし、事業化に向けては取り組む。今まではどうちらかと言うとシンボルマークではありませんけれどもそういう部分が多かったのかなと。そういう事を中心に長い時間がかかったのかなと。これからは本格的な事業に取り組む必要がある、こういう事を申し上げている訳であります。そういう中でなんとかこれをブランド化と言いますか特産品に結びついて、もちろん事業化するためにたくさん魚を飼う。これについても3年や5年で出来るとは思っていません。一時的な事業として事業化に20年かかるなら5年単位、10年単位の設定の仕方もあるでしょうけれども2年や3年、4年や5年でそう簡単に物が出来るとは考えておりません。そういう事でご理解をいただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） 実際そのなかなか食材的に難しいようなお話もちらっとあったのですけれども、現実でびふか温泉でもチョウザメ御膳ですとかそういう商品化になっている訳ですよ。それをなんとか美深町全体でブランド化に押し上げるべく努力が必要ではないかというような私の視点なのですけれども、これからだんだん成体の魚肉の販売等もおそらく加工場も予算をつけている訳ですからどんどんそういう方向に向いていくのだろうと思いますけれども、そこでやっぱり美深産の独自ブランドと言いますか認証制度と言いますかそういうような事をしていかないと先程来言っている通り置いていかれるのではないかと。名寄で言えば原産地呼称制度を導入しているとかそういう声も聞きます。美深もそういう事がだんだん必要になって来るのではないですかという質問なのですけれどもお答えいただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） それはまさにその通りだと思っております。しかしながら長い年月がかかる本格的な事業、そして本格的な特産品を作るという事については本当にどちらかというと我が町で今まで造ってきた部分については非常にロットが小さいというかそういう部分があるものですから大々的になかなかやれない。そして取り組んでいただく方々についても、やり方として手を替え品を替えという事もあるのでしょうかけれども1つに絞っ

ていく今後の努力と言いますかそういう方向性、そういうものも出てくるのかなと。そのためには町の商工業の方々さらには農業の方々、そういう方々と一緒に步む必要があるのかなと思っています。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） 農業振興センターの中での販売ですけれどもこれはなかなか過去の説明では販売が難しいと言っているのですが、近辺では剣淵町の農業振興センター内で味噌を現実に作って販売していたり美唄市でもそうですけれどもそういうところがけっこう増えています。なかなかその民間でと言っても機械の設備もなかなか大変だと。活性化の補助金はあります。それでも大変だと。専門的にアドバイスをいただくという事もなかなかそういう人材もないと。そういう中で今ある農業振興センター内を今有効に、前段に色々南瓜のペーストですかホエーのお話もありましたけれども、そこら辺の農業振興センターで販売まで結びつけるのだと、農産物、そういうような考えはどうでしょうか。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 結び付けるのだと、今までそういうつもりでやってきて先程申し上げましたようなもち米の関係も言ったのですけれども、さらに努力していかなければならぬと思っています。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） 私が言ったのは農業振興センターの中で保健所の許可を取って販売許可も得るというような話ですので聞き取りと私の言っている事と認識が違うのではないかと思うのですけれども。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 1つのやり方としてそういうやり方もあるのかもしれませんけれども振興センターそのものが直営でそれをやるのではなくてそこに参加してくる、そこで研究する、そういう業者が現れて来る事を期待していると。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） 解りました。それではそういう業者があれば振興センターで販売に結び付くような事も可能だという事で理解してよろしいでしょうか。解りました。それと今、最近、外国人の観光客が相当日本に来て色々な家電が多いのでしょうかけれども相当な量を買っていると。なんとか農産物も海外に売り込まないとダメだというような形も結構この道北地区でも出ていると思います。今、剣淵の話が出ましたから剣淵ではネギ塩ダレというのですかこれをウラジオストックを持って行くとか名寄市等もそのような動きもありますし、そこら辺の美深のブランド化に伴って海外までそういうような戦略そういう

ような事もなかなか美深はこれだというものがいまいち欠けていると私は思うのですけれども何とかそういう物産を作って海外に売ってやろうじゃないかとそういうような考えはどんなものでしょう。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 行政がどこまで先導を切ってリードするかという話だろうと思いますけれども逆に応援する立場に回りたいというのが率直な気持ちでありますと、それを応援する仕掛けは色々作ってきたつもりでありますのでどうかそういう方々が現れて来て応援体制が、応援する要素がさらに強めたいなとそういう事を申し上げておきたいと答弁として申し上げます。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） 今、アンテナショップを杉並区だとか中野区だとか、ここら辺の町村でも出していますけれども昨日の新聞にも鷹栖町が浅草に年間300万円で日本全国で何箇所か出したという報道が載っていましたけれども名寄市と士別市がメインかなと思いますけれども上川北部商工会議所にも話があったのですが10月の新聞ですけれどもサンコウマーティングと言うのですか、会社みたいでそれともそこに名寄の煮込みジンギスカンですか士別の物産だとか送ったりしていますけれども、こういうような美深町のアンテナショップ的な情報があれば。あるのかないのかまずお聞きしてその取り組みをお聞きしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） アンテナショップはありません。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） アンテナショップはないと言われたのですけれども、これは今、言ったサンコウと提携だとかいうのは、これは名寄市だとか士別市が核になって上川北部の商工会等にも全部物産がありますかという打診はしているはずですけれども、そういうようなルートもある訳ですよね。町長は今ありませんと断言しましたけれども、そういう方向と今、傍聴の方の担当の1人もいらっしゃいますけれども北星信金さんと愛知県のビゼー信金さんが提携を結んで町村の物産の交換・交流と言うのですかそういうこともやっておられる。そういうようなのは必ず美深町にも連絡がおそらく来ていると思うのですよね。全くないならおかしいのではないかと私は思っていますけれども町長がありませんと断言するようでしたらそこら辺の受けがアンテナの張り方が足りないのでないかと思うのですけれども、どうですか。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） どこだかの町村が東京だとかそういうところに店を出している、アンテナショップ等々についてはありませんという事でありますのでそっちのほうまで波及されると大変誤解を招くのかなと思いますのでそこら辺よろしくお願ひいたします。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） 大いにアンテナを広げて色々な情報収集に努めていってもらいたいと思います。それでは次の項目に移らせていただきますけれども交流サロンの必要性についてという事で件名では挙げさせてもらっています。今、色々日本全国でこういうものが必要だというような声も相当あるように認識しておりますけれども私が高齢者住宅等の質問も過去にしましたけれどもこの中に私の考えはその中に食堂があり簡単なお茶も飲めるスペースとかそういうのがなんとか市街地の空き家対策も含めて出来ないかというのが趣旨なのですけれどもここら辺の交流サロンの必要性について町長の考え方をお聞きしたいと思います。

項目、社会福祉。件名、交流サロンの必要性について。質問の要旨です。商店街区の空洞化の懸念は過去にも指摘しているが、ここ数年でますます深刻な状況が想定される。高齢者住宅の必要性と合わせ中高年の交流場所が全国的にも必要との指摘がある。当町では市街地に老人クラブが集う、ほっとプラザや朝日町ふれあいステーションがあるが目的が違うため中高年者の集う場所がないなどの課題がある。新しい高齢者住宅の機能も兼ね備えた複合的な施設の建設が必要と思うが考え方を伺います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 交流サロンの必要についてでありますけれども高齢者住宅これらについては現在、食事だとか見回りなどのサービスが必要かなと。一般論的ではありますけれども全体的にはそんな感じは持っております。しかしながら現実的にすでにケアハウスが運営されている、さらには近年、民間のサービス付き住宅の建設であるとか認知症のグループホームなど高齢者対応の設備が、施設が一定程度整備されつつあると認識している訳であります。公営住宅の活用による民間整備、これらの事なのかという部分もありますけれども急ぐ課題としては思っておりますけれども現実として我が町としては中高年の憩いの場所としてほっとプラザ。中高年だけではありませんけれどもほっとプラザスマイルさらにはコミュニティ活動するための施設として朝日町ふれあいステーション、道の駅の交流ステーションとしてサロン的な一定の役割も果たして頂いているのではないかと思っております。機能としてはこれらも備えているという事でありまして使い道がどうなっているのか、使い方がどうなっているのか、そこら辺は少し精査をしなければならないと思いますけれども一定のサロン的な集う場所としては用意しているつもりであります。CO

M100においてもひとつのサロン的な要素もあってそれぞれの活動だとかサークル活動等に使われていると理解しております。そんな事で冒頭、要旨に入る前に認識と問われましたけれども認識はそういう風に一応の認識は持っております。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） これは集いやすい場所が必要だというのは最近あった高額のご寄付をいただいた方のご意見も含まれているのですけれどもなかなか65歳前の人と70歳ですか老人憩の家は。それ今までの方はなかなか簡単に行って世間話だとかそういうような行く場所がないと。今、町長が言ったのはCOM100ですとか朝日町ふれあいステーションだとかがありますよと、それは準備していますというようなお話をされたのですけれども朝日町ふれあいステーションを例にとると、もちろんご存知の通り向かって左側はバスの待合所で10人も入ればびっしりだというような状態です。本来の趣旨は待合所ですから溜まり場的になってもどうかという気持ちも多少ありますけれども、そこに集っている人が今度は担当の課もぜひ見てほしいのですけれども学校が終わると中学生・高校生、高校生最近は減りましてけれども結構な数が色々あそこで勉強したりお話をしたりそういう方もいらっしゃいますし朝からお昼過ぎまでいる方もいますけれどもお弁当は隣で食事をしてずっと憩っているというような方も結構あそこはいます。その中で美深町全体を見る時にそういう場所がある程度気安く入れる場所が必要ではないかと私は思っているのです。それで高齢者住宅等も総合計画に載っていますからそういうのを含めて検討ができるかというような考え方で敢えてもう一度ご質問させていただきます。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 交流サロン的なものをどれぐらい使えば、どれくらいの数が我が町に必要なのかという事を色々考えてみなければならないなと思っている訳でありますけれどもその中にあって今、朝日町さんが運営されている交流サロンの施設の横には喫茶だとかそういう安く販売しているコーヒーやお茶ができるところも若干お金がかかるのですけれどもそういうものも1つのサロンかなと思ってはいるのです。ただ我が町的に各自治会と言いますかそういう単位でたくさん作っていく事が今後必要なのかどうか、だいたい良いところ来たのではないかという認識はあります。地域懇談会等々もやってきたのですけれども例えば農村部の公民館的施設も作ってきたのですけれどもこういうものも使いきれていない部分も出てきているなと思って見ている部分もあります。したがって将来の事を考えていくと今、高齢者人口が増えている状況でありますけれども、いずれこれも下がる訳でありますからそういう色々な事を見ながらどの程度という事をみんなで検討する必要がある。議員が言われる部分も判らない訳でもないのでけれども、もちろん人間

でありますから使いやすいと、行きやすいと、人間でありますからどうしてもそうなるのでありますけれどもしかしながら色々な事を考えてまちづくりをやらなければならぬのかと思っております。答弁としてはいかがなものかと思いますけれども併せて考えていく必要があると思っています。

○副議長（南 和博君） 小口議員。

○1番（小口英治君） 私も今、町長が言われた自治会館と呼べば良いのかコミュニティーセンターと言いますか、だんだん周辺の人口が減ってくると活発に使われないと維持管理もそうそう下がるというものでもないですからこれから大変だなと。ますますそういうような一箇所に集約すると言いますか、そういう考えになるとますますインフラの整備が必要だなと思います。経費のかかるところは申し訳ないですけれども縮小して、一極集中にしていくという考えも大事でなかろうかと認識しています。それで敢えて必要ではないかと私の考えなのですけれども交流サロンは民間とか行政区でやっているところは日本には調べると数多くあります。美深町も保健の介護予防の関係になると思いますけれども第二次予防事業対象者というのが数は出ているのですけれども、どこでもばらつきが結構あるみたいなのですけれども美深町の数字を見ると高齢者人口これは23年度ですけれども1,751人で二次予防事業対象者把握数というのが91人になっていますね、5.2%です。この91人の人がどのような支援を受けているか私は調べていないのですけれどもこの中に美深町でやっている配食サービスですか外出支援ですか交通の機能向上だとか12項目ぐらい美深町のインターネットを見ると載っていますけれども例えば配食サービスだけ見ると一桁台の人数の利用者です。これは把握をして申請をしていないのか民生委員の方との対象者との話がうまくいっていてこの人数なのか解りませんけれども今、言った交流サロン的なものがあればそういうような食事も皆さんに寄れるような事になれば長寿のほかにもつながっていくのではないかという気持ちもあるのですよ。これひとつとってもそういう事がありますからCOM100、今、例が出た朝日町ふれあいステーションですかほっとプラザにないようなところで必要になっていくのではないかと私は先程も言いましたけれども朝日町ふれあいステーションの隣にある福祉会で経営されているのも2日ぐらい前に懇談会を予定していたのですが向こうの事情で伸びたのでそこら辺をもう少しそういう方面にでも動いて欲しいなという事を私も要望しようと思っているのですけれども、なかなかそこで機能が充分とられているかというとなかなかとられていないよう思っていますので、何を町長に聞いたらいいのか私も分からなくなってきたけれども高齢者のセンターこれは高齢者住宅に合わせてですけれどもそこら辺の考えが高齢者住宅が出来るのであればそれが複合施設が良いのではないかという私のアレですけれどもそ

こら辺ちょっとお願ひしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 後段言われたサロン的な要素と言いますかそういう事も含めて今、社会福祉協議会、一部自治体等とタイアップしているようありますけれども色々な事業をやられているなと聞いています。サロン的なものはそれぞれのコミセンで実施されると。それぞれ自治会によって名前の付け方が違うのでありますけれども井戸端会議をやられるだとかこれも何らかの会とか色々あるようです。そこで色々な体を動かすだとか声かけ運動、元気アップサロンですかこういう事もやっている。またその他にサークル活動も若干やられているという事も伺っているのですけれども割と元気な方が多い、本当の意味の先程配食の一桁という話もあったのですけれども一桁なのも事実なのですけれども配食等で今の制度といいますか今やっている中身については低所得対策というよりも非課税者に対する、そして食事が充分うまくいかない、作れないという方に対する制度でありますからこれを大きく直していくと言うかこういう事になればまた議論が少しこれらの問題から相当発展させて議論しなければならないなと。特に配食の部分については今一桁で一部、町の懇談会の中でもこういう話も出てきましたけれども町としてはそれを伸ばす方向なのか現状でいいのかどうなのか、あまりいらないなという話もない訳ではないのですけれどもそういう事をやるとすれば大きな色々な意味の議論をやらなければならない。今、うちでやっているのは非課税者である、そして体が不自由であるとか色々要支援にかかるような方々の配食でありますからその辺の考え方を全部整理してどうするのだという事になってくるだろうと思います。そこで学校給食センターと何食か作れるだとかそういう議論も一部されましたけれども懇談会の中でしたところもあるのですけれどもそういう事諸々福祉というのはどこまでが福祉なのか、どこまでが介護なのか、要支援なのかという事を整理つけていかないと町がどこまでそういう事を財政的にも含めてやれるのかという事をやはり整理していかないとならないと。今の福祉計画なり介護計画の中ではそういう事の整理がなっていないという事でありますのでご理解いただきたいと思います。サロン的な考え方とはまた違いますけれどもそういう事も含んでいるのだという事をご理解いただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） 質問の要旨の中に高齢者住宅が入っているので言わせていただこうかなと思っているのですけれども、農村部になると思うのですけれども定住・移住を含めて年寄りの方が後継者等の問題もありますけれども冬の期間が大変で、冬の期間だけ町の住宅でもあればいいというような声も聞きますし、言葉が適切ではないかも知れません

けれども道路確保だとかいう面ではランニングコストも結構かかると。それとやはり高齢者になると食事の問題が1番大変だと。お二人元気なら良いのですけれどもどちらか1人になった場合、食事作るのが凄く大変だというお話も方々で聞きます。ですからこの配食サービスやらそれはまた違いますけれどもそこらへんも含めてそういうのを解決して少しでも美深に居てもらうためにはそういう施設も必要ではなかろうかと思っているのです。それで今、町長の答弁では、それは分けてという事でそれは理解しますけれどもやはり冬期間の今、言った通りの問題をなかなかそれでも美深居なさいとはなかなか厳しくてそういう問題もあると思いますので敢えてしつこいようですけれどももう1点だけ聞かせてください。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今、小口さんが言った部分、言わんとした部分含めてありますけれども本当に我が町では高齢者になってくると冬期の除雪の問題、これは非常に課題がある、大変だとそういうのがあります。しかしながらそういう問題も我が町的に言えば高齢者大変でありますけれども除雪体制については他の街から遜色ない対応をしているのだという事を申し上げておきたい。そして排雪だとか除雪だとか屋根の雪降ろしだとか課題がだんだん出てきたと思っております。それと食事の件なのですけれども、現役の若い奥様方でも旦那の食事を作るのが面倒だとか色々ましてや高齢者になってくると勤めに出ている時は父さんの分は諦めて一生懸命作っていたのだけれども毎日べったり居られるととってもかなわんわと、そんなような事もいっぱいあります食事の事は本当に困ったなと。だからと言って行政がそこまで色々な面でやるのかと。それぞれ所得を持った人だとそれぞれの能力を持った人はいっぱいいる訳でありますからその辺はみんなで考えながら積み分けをどうしていくかと。そしてお互いの協力をどうしていくかと。それが今、求められている地域での課題かなと、言ってみれば社会福祉的な課題かなとそう思っているところでございます。本当にご苦労されているという事は分かります。行政としてどこまでやるかというとそこは非常に課題がある。そして行政といつても国からくる交付税とそして皆様からいただく、納めてもらう徴税等でやりきる財政の中でありますからあまり國なり道なりの方針から飛び抜けてやるような事になると色々な制約が出てきますから、それは我が町少し今のところも安心の町だと言いながらもなかなかそこまで踏み込めないのが事実でございますのでご理解いただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） それでは3つ目、項目、行政。子供議会開催の考えは。要旨を述べます。国においては児童の権利に関する条約が平成6年に実施され地方自治体でも全国

100を超える市町村が子供の権利条例を制定する中、当町の第5次総合計画で町の将来像をみんなで築く輝くまち美深を目指す中、また子育て支援に重点を置いている我が町にとって児童が安心できるまち、優しいまち、意見や町づくりに参加できるまちを求め1つの方法論として提言するがその考え方を伺うものです。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 大変端的な言い方で申し訳ないと思うのですが、この問題、実は25年の第一回定例会議で小口議員からご質問があったのですね。それから踏み込んだ答弁を申し上げる事がなかなか出来ないのですが、そういうつもりはないのですが地方創生とこないだまで安倍総理もおっしゃっていたのですがこの頃は言い方が変わって1億総活躍社会なんて子供からそれこそ先程言われた高齢者まで80歳、90歳、100歳、死ぬまで頑張れと。仕事しなさい、活躍しなさいと。どういう意味かなと皮肉っぽく見ている部分もあるのですけれどもそういう中にあって子供と言って良いのかどうか解りませんけれども18歳から選挙権も与えるような時代になってきていますし、そういう意味では子供の意見というのもかなり考え方というのは反映される世の中になってきたのかなと思っております。我が町的にも相当過去にこの問題について実施した時もあります。女性議会もやった事があります。そんな事であるのですけれどもこれやるとなればやり方の問題もある訳で子供たちだけが集まって議会を構成してやると。そして理事者になって議員になってやるという方法もあるでしょうし、我われがやるのではなくて議会そのものが実施する方法もあるでしょうし色々なやり方があるのだろうと思います。今、学校等の中では子供の意見を充分聴くようと委員会を通しての指導なり打ち合わせもやっておりますのでその辺は子供の意見は充分汲んでいるつもりでありますし、この議場等にも子供達が来て頂いたりなんかして見せたり新しい他の所より他の町村も子供議会をやっているところはある訳でありますけれども知っているのですけれども今までの経過から言って労多しあまり成果なしという評価の中で私個人では取り組めないとそう考えている所であります。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） これは9月の定例会ですが同僚議員が若者視点・考え方を取り組んでいく考えはという質問の中に住民の経験と能力のある人材が町づくりに貢献してできる制度も必要ではないかというような質問の中に町長答弁は今後のまちづくりには若い世代と女性を登用していくみたいというような答弁があるのですけれども、ここ近場では士別市が良いなと思っているのですよ。牧野市長とも年に数回、懇談というか一緒にお酒を飲んでざっくばらんなお話をさせてもらっている機会があるのですけれども、大変ありがたい事だと思っていますけれども、その中で子供議会やっていますねというお話の中で牧野さ

んの考えは、なかなかあれは良いと。視点も違うし、すごい所をついてくると。あれば是非やるべきではないですかと私も何度も言われて是非やって欲しいなと思って前も言ったのですけれども、なかなか進展がないと。だけれども実際そこら辺で奈井江町でも凄い子供の視点が厳しいし私たちとはまた違う視点で持ってくる訳ですよ。そこは議会もやる、主催がやる、理事がやる、ほとんど私が知っているのは理事が、理事が直接子供の意見を聞くと。中学生・高校生が多いですけれども、中学生が多いのかもしれません。私はぜひとも先程の町長答弁にもあったように若い世代ってどの若い世代を言っているのか解りませんのでもう少し、中学生これから選挙権もでてくる訳ですから18歳、それも絡めてもう一度答弁していただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先程から申し上げているように経験的にやった時代も知っているのですけれども、鋭い指摘も注文もあった事は事実でありますけれども、鋭いだけになかなか難しい。夢の多い話で困ったなという事が多くて、その対応に追われるのが困ったなという事でありますので今の段階ではするつもりはありません。

○副議長（南 和博君） 小口君。

○1番（小口英治君） するつもりはないと断言されたらまた違う手を考えないとダメですけれども、そういうようなやっているところの経験等を聞くと大した良いものだと。これはやはり出来る事と出来ない事がありますから、出来ない事は出来ないと言えば良い訳ですから、みんなで築く美深町なのですから私は是非みんなの意見を聞いてやるべきだと思っていますけれどもこれはせっかくですからもう1回答弁もらいましょうか。それで終わりにします。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） ご意見として承ります。

○副議長（南 和博君） 以上で1番小口議員の質問を終わります。只今から暫時休憩いたします。再開は概ね13時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○副議長（南 和博君） 休憩を解き一般質問を再開いたします。

次、7番岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） それでは7番岩崎、一般質問に臨みます。最初の第1項目は教育

についての質問であります。100周年を迎えた仁宇布小中学校の校舎の改修改築はいつどのような形で実現するのか。教育行政のさまざまな課題が一つ一つ解決していく中で仁宇布小中学校校舎の改修改築は残された課題の中でも最大の物であると考えます。子供たちの教育環境整備は何をおいても1番の問題として解決に向かわなければなりません。また明確な改築改修の年限を明示する事もここに来て必要な時期と考えますが、ある意味、教育行政のトップにおられる美深町長、また具体的に教育行政のトップにおられる教育長それぞれの所見を伺うものであります。1つ目には改修改築を含めて子供たちの教育環境整備は喫緊の課題と考えておられるかどうかという事が1点目であります。2点目は計画策定を含めて現在までの進捗状況がどのようにになっているのか。その進み具合についてお聞きしたいと存じます。3つ目には明確な年限を示す事は教育行政推進者の責任ではないかと思うところですがお考えについて所見を伺います。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、岩崎議員の方から教育、仁宇布小中学校の校舎の改修等についてのご質疑を頂きました。最初に私の方から1点目、それから3点目について答弁をさせていただきたいと思います。今お話しがあった通り仁宇布小中学校100周年を迎えて先程も申し述べましたが皆様のご協力をいたいた、そして歩んできた100年であるかなと思っています。その中で学校校舎、現在の校舎が48年ほど経ちます。100年の中の半分を今の校舎で過ごしたと言っても過言ではないかなと思っています。ご存じの通り校舎そのものがコンクリートブロック造でありますから現在の基準から見て耐震性がないという事だろうと思います。構造的な問題がある訳ですから補強ですか改修そういうものが困難な状況にあるという事はこれまでの何回かの議論の中でも議員もご承知頂いている事だろうと思います。そういう場合に学校を存続させていくという事を見据えればやはり校舎の建て替えという事が必要な状況でありまして本当に大きな課題であると。そして子供たちの今の校舎の状況等からいってもこれは近い、数年後と言いますか近い将来の大きな課題であろうと認識をしている所でございますが、そこで明確な年数を示すべきであろうと言うご質疑でございます。これを現実的に進めていくという事になれば、やはり地域の方々は一定程度そういった気持ちをしていらっしゃるという事は理解出来るのですけれども、やはり町全体としてそれをどう整理して行くかという事を考えますと、やはり山村留学についてのあり方等について先程の午前中の答弁でも申し上げましたけれども、地域としても今ひとつ、そういったしっかり合意形成をしていただくという事がこれは必要な事であろうと思っているところでございます。その中で地元の子供たちが大切な教育の場であるとともに全国各地から山村留学として多くの児童・生徒が来られるという

事を踏まえますと先程申し述べたとおり全町的な合意をどう作っていくかという事になろうと思います。今、地域の皆様方の中ではこれらの事についてそれぞれの立場で一定の議論がされてきていると考えておりますのでそれらの状況をしっかりと見据えていきたいと考えております。以上です。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 岩崎議員から教育に関する質問でありますけれども、特に仁宇布小中学校の校舎改築の関係であります。只今教育長の方から3点のうち2点ほど答弁があったと考えておりますので私の方からは2つ目の質問にあります現在までの進捗状況というような関係についてご答弁申し上げたいと思います。先程も教育長も申し上げた通り、本当に100年を迎えた事、地域の皆様方そして関係各位に心から敬意を表したいと思っております。ご案内のように教育長からの説明もありましたけれども本当に校舎が老朽化しているとこういう部分については耐震化もないような状況でこれについては理解をしている訳であります。その中で仁宇布小中学校の今後のあり方等々については山村留学も踏まえてでありますけれども教育委員会として一定の考え方、午前中も議論があった所でありますけれども承知しているつもりでもありますし理解をしているつもりであります。そうした中で仁宇布の地域として学校は欠かせないという共通の認識になりつつあるのかなと考えておりますけれども先程教育長も答弁しておりましたけれども仁宇布地域だけではなくて全町的な理解・合意こういうものを様々な角度から検討していかなければならないと考えている訳であります。今の段階の進捗状況というお話がある訳でありますけれども今申し上げられるのは明確な計画性、計画を策定しているとこういう段階ではありません。しかしながら既にご案内のように総合計画の後期の方にそういう事も盛り込んでいるような状況もありますし、これは決まりという事ではなくてそういう状況を踏まえながら盛り込んでおかないと唐突にはなかなか出来ないのだという事でございますので明確な計画策定という事には言えないのかなと。とりあえず頭出しをさせている、させてもらっているのだという認識をしていただけないかなと。それはともあれ道教委等々から耐震化がないのでどうするのだと道教委からの要請と言いますか要望等も頂いている段階でありますので明確な計画策定これを示しているような状況ではありませんけれども一定の考え方を持っているのだと。しかしこれからの議論を色々重視していかなければならぬ、こういう状況でございます。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず教育長にお伺いしたいところですが喫緊の課題として捉えているという認識でいいのかどうか。直接、質問に対してはある意味曖昧な答えであったと

思うのですけれどもその辺が本当にそう捉えているのかという、その辺からまずお聞きしたいと思うのですが1つは学校の存続については当然必要な事であるという認識であると先程の答弁では聞いたと思うのですね。その場合に地域というか町の中の合意形成というのが果たしてその老朽化している建物に対する建築にあたってそこを斟酌しなければ建設に進むという形に行かないのかどうか。いわゆる美深小学校あるいは美深中学校の建築耐震に関わる部分で非常に大変な部分があるから替えるといったあの認識と違うような気がするのですけれどもその辺どう考えていますか。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） これまでの答弁を聞いていただいた中で喫緊の課題と感じているかどうか、そういう認識が感じられないというお話のようですがそれどもその部分についてはそういった認識でいますし、その事を感じてもらえないのは非常に残念だなと思っています。そして地域の合意、それから町の合意そういった事が必要なのかどうなのか。一面、町の合意は無くても良いのではないかと話を聞いた訳ですけれども山村留学という状況の中でやはり大きな町の財政を投入していく訳ですから、これはやはり町全体としての合意、それは小学校中学校に関わっても多かれ少なかれそういった合意はされていると思っています。そういう部分をないがしろにして協議を進めていくという事にはならないだろうという認識でございます。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 喫緊の課題として捉えていないのではないかという事で先程私は質問しましたが、それに対してはそうではないという答えがありました。言葉がすいていればお許しいただきたいと思うのですけれども、しかし今日までの動きの中で小学校の建設、中学校の建設とそこに山村の問題が絡んでくるのかもしれませんけれども、しかし山村に関して方針はしっかり教育委員会では前向きに前進をさせるという方針でずっと先程の答弁の中でもしてきましたよね。その中で必要である校舎の改築改修にあたっては必要な部分であるならばそれは行動に移すべきところだと思うのですけれどもここ数年ずっと耐震以後これは町長名で文部科学大臣に出した耐震の施設整備の事後評価についてという報告書を町の方で出していると思うのですが、この中に、古いのからいきますと平成22年5月12日に出している中に、所見として耐震性の確保を図る整備という中にある所見ですが、美深小学校については当初予定通り平成20年に校舎を改築、21年には校舎屋体を改修したと。また町内で昭和56年以前に建築された小中学校校舎等については全国で耐震診断調査二次診断を終了しており今後は関係部局と協議の上、早急に改築改修等の整備を進めたいという、こういう報告書を上げていますがそれから何年経ちましたか。

その動きが鈍いから私はそういう言い方をせざるをえないと思うのです。確かに考えておられるのかもしれないけれども、しかしその年限からすると総合計画で出されたのは平成32年、5年後の建築予定の計画になっています。そうするとここに至るまでの経緯の中でそういう考えであるならば、どうしてそれを着実にしっかりととしてこなかったのか。そのところをしっかりとと言いたくて先程そういう質問をしたのです。そういう気持ちにあるのであればしっかりとそれを進めるのが教育行政の責任者の務めではないかと思うところですが改めて聞きたいと思います。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今の耐震に対する施設等の公表についてはその通りでございます。そういった中で色々な状況を見ながら仁宇布小中学校の改修についてどう進めていくのか、そういう状況にあるのかないのかという事を見定めてきたという状況でございます。議会は議会として一定の議論がされているのだろうと思うのですが、逆に言えばその辺の記録も聞かせて頂ければありがたいと思いますし、そういった事を含めて総体の環境づくりだと思っています。そういった事が進まない中で教育委員会のみがやりますと言って財政的な裏付け、町民の合意を含めてやっていけるかどうか。その部分については議員も充分理解されている事だと思います。そういった認識の中でこれまで色々な部分の働きかけもしながら今日まで至っているという状況でございます。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは方向を変えますが、この合意形成にあたっては現在の状況の中ではある程度、合意形成がされたので総合計画に年限を明示したという解釈でよろしいですか。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 総合計画については前期の中で後期の当初に載せてございます。それが今回、協議の中では当初では出来ないからという事ですれていますという事を意識していただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 合意形成が一定程度なされたという解釈でいいのかという質問なのですけれども。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） ですから申し上げた通りでございます。即、合意形成がされていれば事業がずれるという事はなかったと思います。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは町長の方にお聞きしますけれども先程の答弁の中では計画策定そのものは現在まだ進めていないという事ですね。その理解からすると計画策定をして建築終了まで最低限、何年かかるのですか。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 物によって色々あると思いますけれども早く出来るものもあるし相当時間がかかるものもある。それはなかなか一概に言えないのかなと思います。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 例えば美深小学校の例で言いますと平成16年に施設整備計画を策定して18年に基本設計、それから4年後に完成という形になっています。今、総合計画で平成32年の建設計画という形になってきますと例えば小学校と同じレベルで考えると今年しっかり施設整備の計画を作らなければ、これまた次の総合計画にずれ込んでしまうとそんな懸念も抱えているところですがその辺の所についてはどのようにお考えですか。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） その辺は私も心配をしながら教育長が先程答弁したように第5次総合計画に初めからあったのだけれども後期のほうに伸びているのだと。合意形成と言うものが全体的議論というものがまだまだ足りないのだという認識の上に立っているという事です。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは改めてまた教育長にお聞きしますが、町長から匙を投げられたような今の答弁ですけれども具体的に本当に教育環境整備というものが必要だという認識であるという事は先程逆説的に質問しましたけれどもそれは十分に持っておられると私も充分に認識しています。ただ財政は預かっていないというところがあって大変な部分もあるのかなと思いますけれども、しっかり計画策定、整備計画の策定を今年度進めると言うあるいは前倒しで策定から校舎の規模もそんな大きなものでは無いですから、これを前倒しで計画よりも前にやるようなそんな考えはないかどうか。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今ここで前倒しをするとかしないとかという議論には残念ながらなりません。先程から言われる通りやはり町民全体としてそれを支えていくのだと、そういう環境を作っていくなければならないと思っています。そういった環境が出来れば計画年次がどうのこうのと言う事ではなくて現実として建物が厳しい状態ですからその事はしっかりと考えていきたいと思っています。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 改めてもう一度町長に聞きます。今、計画の策定を終えました、まち・人・仕事総合計画その中にもこれらの関連する問題が出て来ています。人口を減らさないような施策を進めていく中にあっては、この仁宇布の小中学校の山村留学を現状維持ではなくて、しっかり拡大させていくと、そんな方向性を取るためには、まずもって校舎をしっかり改築改修するという形を取らなければこの山村留学も午前中の質問の中でも前に進まないという現状だと思います。その辺の観点からしっかりこの辺の考え方、我が町の人口をより増やすためには毎年、山村留学に手を上げてくれる全国各地からの方がたくさんいる中でどうしても器が出来ないと言う形の中では、ある程度一定の継続事業という形での捉え方しか出来ないと。そういう意味では拡大事業としてしっかり小中高生を取り込んでそれに伴う教員も当然増えてくるでしょうし山村の親子住宅の問題もそこに絡んできますのでその辺の長い将来のスパンから考えるとこれをどうするかという事について答弁をいただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 我が町的に申しますと、古くは恩根内の中学校の統合、そして小学校の統合、そして西里の統合、そういう事らも色々踏まえながら恩根内は13km、14kmですか、仁宇布は20数kmあるという条件がある訳でありますけれども、そういう事、諸々を含めて教育とはいかにあるべきか、その中にあって山村留学はいかにあるべきか、そういう事、さらには仁宇布の地域としていかなる地域振興も含めて学校の果たす役割等々については午前中、教育長から色々話がありました。そういう事も参酌しながら色々考えていかなければならぬ。もちろん財政的な裏付けもあります。そして仮に学校を建てるとしても道に対する相談、国に対する相談、これだけでも相当な年月が要するのだと。こういう事があるものですから教育委員会としても精力的に喫緊の問題として重要な問題として取り組んでいると、この認識は私も同じであります。したがってそういう合意なりそういうものがひとつの塊としてまとまってくる、そういう事を期待しながら後期の最後のほうに載せているという事で、まとまりを期待しているという状況です。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 最後にこの問題については教育長にもう一度聞きます。総合計画によろしく平成31年の設計から始まって32年の建築という形が出てきた所でれども、これを先延ばしする事のないような取り組みをするのかどうか、その辺だけ最後確認しておきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 平成32年によろしく出てきたという事ではなくて前期の計画

の中から設計を含めて頭出しをしているという事をまず十分にご理解をいただきたいと思います。先程も申し上げた通り先延ばしをするとかなんとかという話ではなくて全体的な合意形成を含めてそういうのを見ながら喫緊の課題としてやっていくという事については先程、申し上げた通りです。そういう部分で理解としても充分な議論、そしてご意見を頂ければと。これは全体としてまとまって行かなければ出来ない事ですから、そういう部分で議員の立場でもご協力をいただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは続いて2項目目に移ります。2項目目は行政についてであります。移住定住政策の課題と方向性は、という事で質問をしたいと思います。日本が抱える人口減少策社会と一極集中現象の緩和に向けて国や全国の自治体は知恵比べと綱引きをせざるを得ない環境に置かれています。我が町も旧来からの移住定住対策に加え、まち・人・仕事総合戦略策定で具体的な目標設定をしてその取り組みを進めようとしていますが、今まで続けてきた移住定住対策で見えてきた課題は何であるのか。そしてその解決策を今後どのように進めようとしているのか伺うものであります。1つ目は今までの移住体験住宅の利用状況と移住定住への可能性の度合いはどのように捉えているのか。さらには移住定住対策で見えてきた課題は何であるのか。その方向性をどのようにしようとしているのか伺うものであります。2つ目には町のホームページには美深町移住体験というところがございまして、その2本の柱の1つとして2地域居住を考えている方に対して美深町での体験暮らしをご提供しますと明記しております。2地域居住を積極的に推進するとするならば対象となる多くは団塊の世代でありまして総合戦略でいう若い世代の流入と定住促進とは違った視点の取り組みが必要であると思いますが、それについては具体的な事は触れておられません。求める側と進める側にミスマッチがあつてはならないと思うところですが考え方を伺いたいと思います。3つ目には2地域居住を含めて本気で移住定住を考えてこの美深町に来る人にとっては、まず必要な事は住宅確保が先決と考えています。総合戦略で示した移住推進住宅整備事業というのはどのような内容なのか、その具体的な中身についてお伺いしたいと思います。そして4つ目には地区や地域の活性化には地域定住促進に向けた住宅確保と地域での雇用の場の確保が重要な事でございまして今、恩根内で進めようとしておられます恩根内基盤整備事業等は非常に評価する所であります。その後には他の地域にあっても同様の対策を講じてこれらの問題を推進しようとしているのかお聞きしたいと存じます。それから5つ目でございますが若者の獲得には魅力のある住環境の提供が必要な事でございまして、島根県の飯南町などが取り組むセミオーダー方式の定住促進賃貸住宅の建設も1つの方法であると考えています。住宅タイプの選択も出来、

あるいは内装等も自由に設定できる仕組みでありますて、25年居住後は所有権を譲渡して本人のものになるというような、そんな仕組みでございますが、これも検討の価値があると思いますがいかがお考えでしょうか。6つ目には移住定住施策の推進にあたっては徳島県の神山町や北海道北見市などが今、進めておられますテレワークなどに対応する事ができる通信環境整備もあるいは次世代の仕事作りといった旧来の仕事の内容ではなくてそんな事もしっかり見据えた事が重要であると考えますが所見をお伺いしたいと存じます。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員の方から行政、特に定住移住政策の課題等についてご質問を受けました。大きく6点ほどにわたっている訳でありますけれども、まず1点目の今日までの移住体験住宅の利用状況等であります。市街地にありました短期の移住体験住宅は平成22年から19回ほど、平成24年に整備した報徳地区の中期移住体験住宅は3件の利用があったと、こういう事であります。いずれの住宅においても夏に集中しておりましてそれも限られた利用者であったと考えております。今年からこれまでの短期・中期の区分を廃止しながら新たに市街地に2カ所の住宅を確保している訳であります。1つは第3自治会のちょいまち住宅は3件で133日ほどご利用がありました。また新生自治会のちょい中住宅はこれまた3件で158日ほどありました。順調な利用であったのかなと、しかしながら今のところ冬期間の予約が入っていない状況でなかなか通年した利用に結びついていないこういう実態がある訳であります。一方で体験住宅を利用された方の中では道北での地で住み、あちこち比べてみて真剣に移住を検討されている、そういう方も居られるようありますて移住の可能性も少なくはないなど見ている訳であります。近年、また移住を希望する方々のニーズは本当に多種多様とこういう事であります。特に北海道の農村地域の景観であるとか風土とかあるいは気候、豊かな大地と言いますかそういうところの人気があると思っております。そういうような中で我が町としても自然に任せのではなくて、こういう魅力というものをさらに磨かなければならぬと。全国的に数ある移住先の中から本町が選ばれるようにならなければならないなと考えている訳であります。それと2つ目のご質問にあります2地域の居住推進の関係であります。これについても必要ではないかという事の質問でありますけれども美深町が進めている移住体験、1つには他市町村からの移住と2つ目には実態がそうでありますから少し言わなければならない訳でありますけれども夏場の避暑的、冬場の厳寒期に移住する2地域居住型の色々な幅の広い世代をターゲットにしている実態であります。一方、総合戦略に掲げる人口減少対策と経済縮小をどう克服していくのだという部分での視点に当てた問題でありますけ

れども移住対策として町に新しい人材の流れをどうやってつくるかという問題であります。都市部の若者や美深町から1度離れた若者か再び美深町に住み、子育てをしたいと思えるような環境移住対策をどう作り上げていくか、どう誘導していくか、こういう問題であります。そういう中で総合戦略にある移住推進住宅、整備の考え方、内容でありますけれども今、移住体験の整備としてすでに第2回定例会で予算措置をしてさせて頂いておりますけれども設計費を予算させて頂いて現在、建築に向けた検討を進めているところでございます。構想としては新生地区にあります、ご承知かと思いますけれども旧天木グラウンドを宅地造成し住宅4棟の整備について後期の総合計画に盛り込んでいる状況でございます。従いまして、なるべくこれは早くに着手したいと考えておりますし、1つは体験用として移住を決断される方や希望する町民の方々に対しても、優先的には移住の方を優先しなければならないと思いますけれども居住用としてさらにこれを利用していくべきというような事であればそれらも視野に入れていく必要があるのかなとそんな事を考えている訳であります。したがって、とりあえず入って後で買うと、居住権を持たしてくれという事になればそれで色々相談に乗るような柔軟な対応をする住宅団地にしていく必要があると考えている訳であります。次に4つ目の恩根内の基盤整備の後には他の地域にも同様な措置と言いますか同様の事を考えるのかという事であります。木質バイオマス新エネルギー・ビジョンの中でなんとか利用効率の高い再生エネルギーをどうやって位置づけしながら、我が町的にどうやっていくかと。こういう事については議員からも大分ご意見を頂いて取り組んでいる訳でありますけれどもびぶか温泉にすでに取り組んでおりますし、一定の効果が上がっていると。従って恩根内市街地の導入をこれも入れながら考えていきたいと考えている訳であります。恩根内地域の住宅整備等々と合わせながら木質バイオマスについてもなんとか導入をする方向で恩根内の計画を進めていきたいと思っている訳であります。今の段階で他地域というところまでは欲張っておりません。とりあえず恩根内はなんとかまとめるというか進めたいと。あれもこれもというところまではまだ行かない訳でありますけれども、とりあえず恩根内のところにかかっていきたいと思っている訳であります。次に、あまり僕も横文字は苦手なのですけれどもセミオーダー方式の定住住宅の検討という事であります。議員さんがあちこち視察されて飯南町であるとか、あちこち良いところ見てこられたのか、最新地を見てこられたのかなと思っておりますけれども、なかなかこの地域にはマッチするのかどうか難しい事があるなとそう思いながらもひとつの事例として承った所でございます。従いまして、先程申し上げましたけれども、こういう事例等については新しい天木の旧グラウンドを作る、当面は4つと考えているのですけれども広いものですからまだできると思っておりますけれども、そういう中で地元と言い

ますか、そこに将来とも住んで居住権を持って行く、そういう事も考えて行かなければならぬと。ずっと進んでいくのではなくて住宅対策いってみれば定住対策していくという考え方も1つはいいのではないかなと思っている訳であります。それと最後でありますけれどもテレワーク通信環境整備や次世代へ向けた仕事作りでありますけれども本当に今は情報の時代でありますから時間や場所あまり制約されずに柔軟に働く事ができる時代になったのかなとあちこち道内でも実施が行われているそのような段階に来ていますけれども、しかしながらまだまだそれが確立されているという段階にはなっていないのかなと。しかしながら我が町においても全町的に機械を買えば設置をしておりますので一定の条件は整っているのかなと考えている訳であります。しかし残念ながら、こういう地域でありますので人も足りないというところもある訳でありますけれどもなかなか雇用をお世話するとか整理するとかそういう事にはなかなかならない難しい課題はある訳であります。こういう未知の課題に向かって一定の環境整備をしながら中々容易ではありませんけれどもそれらに向かっていきたいと思っております。そういう中で冒頭の行政報告で申し上げましたけれども北大水産学部等々とのサテライトオフィスと言いますかそういう事も考えていく事ができればいいなと思っている状況でございます。以上です。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 最後にサテライトオフィスなんて私、解らない事を言われたところですが非常にこれも、これから約20年、30年後の美深町の行く末を考えた時にしっかり今からやっておかなければ、後であの時ああすれば良かったなというような事で終わってしまうような事ではいけないと思いますので総合戦略そのものが実のあるものにやっぱりしていくためには私も含めてみんなもっと勉強をして出来る事はみんなでこうしよう、ああしようといって前に進める、そういう事が大事ではないかと思うところでありますけれども今の具体的な話の中で2地域の居住というような新たに出てきた社会環境のあり方これについても、私も勉強不足ですけれども具体的に総務省がすでにこの問題については検討会議も進めてきていて全国の数はまだ少ないですが、これをしっかりと住民票ですか税金の関係ですかそんな事も含めてしっかり検討の中に入れてきたいとそんな方向性も今見え隠れしているところだと思います。特に総務省の見解ではこれは特に若者対策ではなくて、いわゆる団塊の世代が一通り今落ち着いてこれから自分の次の住処をどうするかといったときにやはりこれらのそれが夏場なのか冬場なのか別問題としても2つのところで住む環境にしっかり自分が今までトドラー・ハウスですか車の中に寝泊まりしてというような事も今まで進んできましたが、それをしっかり法的に環境を整えてあげて2つの地域に住んでもしっかり胸を張って住めると言うような事を総務省が言い出している

ますのでそれらの事もしっかりこれからの中では仕組みの中に入れてもらいたいと思っているところですが、特にその町中建設の新しい住宅が4棟建っていますけれども先進的にその辺のところは特にどういう対象者に入ってもらうかも色々考えなければならないところですがそういう形にするのか、あるいは先程、町長が匂わしていたように将来的には自分の持ち物になるという仕組みにするのか。その辺を最初にしっかり打ち出しておくと結構この島根県の飯南町が進めているこの政策は全国的にも非常に好評で、とにかく建てる住宅ほとんどすぐに完売するようなそんな仕組みになっています。住宅のタイプも4タイプぐらい基本的に作ってあって、そこに自分の好みで内装だとか全部できる仕組みになっているという、私は行って来て見た訳ではありません。これはインターネットで見ただけですから、具体的に始めた中身については住んでいる方ですか、その行政のお話等は特に聞いておりませんけれどもネットで見る限りは非常に有効なこれからの手段の一つだと考えますが具体的にそれらについて盛り込んでいかれるかどうか。先程はまだ中途半端な感じで匂わしておりますけれどもそこら辺の考えはどうでしょうか。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 特に今、後段質問された2つの生活地といいますか居住の関係でありますけれども若干、本州の暖かい地方の条件とは少し違うのかなと。距離の問題とか交通色々な所で違うのかなと思っておりますけれども旧天木の所に建てると言いますか設置する住宅の考え方についてはもちろんそういう新しい人を受け入れる、それと同時に定住を目指す、新しく入ってくる人もそうありますし地元の人でもああいう住宅に入りたいという方で住宅対策としてそこにそういうものが欲しいのだという事になればそういうものを初めからしていかなければならぬと。こういう地域でありますから特に広い面積をある程度の広い面積、まだきちんとしたまとめはしておりませんけれども例えば家庭菜園を作れるような農業まで行かなくても家庭菜園を作つて余生を送りたいというような方がいるのだとすればそういう面積に合致するような住宅も確保する必要があると。広い土地でありますからそんなに何十戸もできるとは思っていませんけれども4戸にはこだわらずに必要によっては増やしていく事も出来るのかなと思っておりますが当面は4戸ぐらいと思っている所でございます。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今、当面4戸建てて状況を判断しながら次に向かいたいというような答弁内容だったと思いますがその4戸の状況を見ながらも大事なところですが実は仁宇布で具体的に夏場、仕事をされていて仁宇布に住宅を持つ事が出来なくてこの秋に美深をさよならしたという人がいるのですね。本人とも色々お話をした時にこれであそこに住

宅があったらずっと住みたいと。あそこに自分の目指すところ、生涯の仕事を見つけたのだと、そこでしっかりと住みたいと、そんな話を聞くとやはりこのあの問題として今、恩根内には地域で住む事ができる場所を確保しますよね。これからは問題としては仁宇布に限らず吉野であったり泉であったり町から結構離れたところにある集落にそういった住宅を建設する事でそこに具体的な人を来てもらうと。仕事の場を作る事も当然大事なところですがそういう事も必要になってくると思いますがその辺の推進についてはどの様にお考えですか。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） その辺の兼ね合いと言ったらなんですかけれども各地域に今、かなりの空き家と言いますかそういうものも出てきている状況もありますので、その辺の事を見ながらその場所、地域に新しい住宅を用意するのも1つの方法論としては分かる訳でありますけれども、まずその地域にある空き家を利用出来るものなら安く改修をしながらそういう事が大事になってくるのかなと。あまり投資をせず、それは住まわれる人もそうでしょうし行政的にもそういう事は投資という事があるものですから。その後の将来の維持管理という事もありますから考えてみる必要がある。それと仕事づくりというのは簡単なようでなかなか大変だという事もご理解頂いておきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） この2項についてはもう1点だけ。最後に出しました6番目のテレワークいわゆる仕事づくりの場所あるいはそれに合った通信環境整備それから新しい次世代の仕事づくり、この辺のところをもう少し研究されて色々進めたら良いと思うのですが特にこの通信環境について徳島県は、県全域に渡ってどこでもWi-Fiが使えます。前に一般質問をした時に今、光ファイバーを整備しているからというお話だったけれども今は光ファイバーの次なのですね。光ファイバーは遅いのですね。これはあって当然おとう中です。その次にWi-Fi環境というのが非常に大事で特に携帯電話が今、普及して単に若者だけではなくてお年寄りもみんなやり始めていますよね。その中ではWi-Fi環境という是有る意味、全町的に環境整備をしても光ファイバーが通っていますから、それを軸にしてWi-Fi環境を割と作りやすい環境にあると思います。その辺の研究もしていただいて、この街に行けばこういう環境にあるなら行ってみたいなと魅力があるなとそういう若者向けのそういう対策というのもしっかりして欲しいと思うところですがお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 何でもかんでもと言ったら失礼でありますけれども、やりたいと

いう気持ちはあるのですけれども、光の次はもうWi-Fiの時代ですと言われる事もそうかなと思うのですけれども、光すらまだまだ入っていない道内の市町村にはたくさんある訳であります。Wi-Fiも一部入りつつあるようありますけれどもその辺の事は何でもかんでも言われる事ばかりできないのだという事だけはご理解いただけたらと思います。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは3項目に移ります。3項目は社会福祉の事についてお聞きしたいと思います。胃がん検診に胃癌リスク検診いわゆるABC検診と略されているのですがそれを導入してはいかがかという質問であります。健康長寿の町作りは住民福祉を標榜する我が町にとって重要課題です。平成20年の医療制度改革から特定健診等特定保健指導がスタートし美深町も関係者の努力がその達成率の数値にも現れてきています。さらに特定健診とセットで各種がん検診なども実施され、一緒に実施する事で対象者の検診率も徐々に上がってき効果も見られるところであります。特に高齢者の癌による治療者数あるいは死亡者数は依然として減少傾向にはありません。各種がん検診は癌の兆候や癌細胞の早期発見のための手法ですが医療技術の発達によってその取り組みは刻々と変わりつつあります。胃がん検診の手法にあってはバリウムによるX線検診が主流でしたが放射線被曝の人体への悪影響も懸念される事から近年は内視鏡検査への移行傾向にあります。しかし内視鏡検査は高額な負担が必要でX線検診は以前主流をなしているのが現状です。近年、胃がんの発生にはヘリコバクターピロリ菌の関連が大きな要因である事が解って参りました。そこで登場して来たのが胃癌リスク検診いわゆるABC検診と言われるものであります。これは血液検査でピロリ菌の有無を、そして胃の粘膜の収縮度を計る事で胃がん発症のリスクを分類して対象者を絞り込む手法であります。効果的な胃がん検診の方法として注目されています。費用も間接X線の3分の1ほどで安価であり昨年の統計では全国120自治体をはじめ企業の健保組合や診療機関1,000カ所以上を超える取り組みが報告され広がりを見せています。姉妹町の添田町でも、またあるいは道内では函館市、夕張市、福島長町、本別町が取り組みを始めています。国は保健福祉の立ち位置を医療政策から健康政策へと方向をさらに深めて2013年2月にはピロリ菌感染胃炎を保険適用に加えて胃癌撲滅の具体的戦略が提案されております。ピロリ菌状況への費用負担も結果として歳費の削減につながる事になるとの判断もあります。美深町も胃がん検診に検診率の飛躍的な向上効果を期待できる胃癌リスク検診を導入して健康で長生きができる安心なまちづくりと考えておりますが町長の所見を伺いたいと思います。取り組みの詳細は資料として事前に渡しております。結構膨大なものでございまして議員の皆様にはiPadのほうに入れて

ございますのでどうぞ参考にしていただきたいと思います。前向きな取り組みが期待する所でありますご答弁お願いしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） かなり専門的なご質問でありますのであまり専門的ではない私の答弁がうまく理解していただけるのか心配でありますけれども胃癌リスク検診、ABC検診と言うようでありますけれどもご答弁を申し上げます。当町の胃がん検診については現在バリウムによるX線検査を実施している訳であります。そこで特定健診と合わせて保健センターで受診できる体制をとっているところという事です。受診率の課題はある訳でありまして目標には少しまだ遠いのですけれども北海道と言いますか中ではまあまあ良い線に入っているのかなと理解している訳であります。そこでX線検診、胃がん検診のガイドラインに基づいて我が町は実施している訳でありますけれども案内のように先程のお話のように胃癌リスク、ABC検診をやっている町村についてはお知らせを頂きましたので私どもも調査をしておりまして、なるほどというところであります。なかなか議論が本格的な話でありますから専門的な話でありますから進まない、進める事ができないという事もご承知おきいただきたいなど。正直言ってこのバリウム検診ではなくてABC検診は今、取り入れている市町村もオプションで実施している状況であると聞いております。従ってメリット、デメリットももちろんある訳でありますけれども、しかしながらこの検診、今、胃がんの発生状況を予防するにはかなり効果があるという事もあるのでしょうか、ピロリ菌検査・感染の胃腸炎に対する除菌療法として保険の適用もされているのだという事も伺っている訳であります。今後これらが徐々に転換、これに向かってくるのではなかろうかという事が言える訳でありますけれども我が町としてどこまでこれらの事、そして先程言いましたように今の段階でのオプションでありますから、どうやって取り組んでいったらいの。オプションの場合もいってもいいのか。それと我が町の厚生病院なり瀬尾病院でこれができるのかという事でありますけれども、聞きますとピロリ菌の検査・除菌は可能だと。両病院とも瀬尾医院についても厚生病院についても可能だと。こういう事が言われているようで、そこで旭川厚生病院にかなりの人が我が町からもドックに通われている訳でありますけれども、オプションでありますけれどもこの中でも可能であるという事が言われております。町としては健康政策から予防を重視する考えには間違ひありませんけれどもなかなか実態としてABC検診を実施する事が可能かどうか現時点で、という事については色々まだまだ検討というか協議をする段階かなと思っています。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） なぜ私は今日この質問をしたかと言うその所をちょっと理解して

いただきたいのですがたまたま私、葬儀の関係でお手伝いする関係がありまして葬儀委員長が挨拶の中でこの方は若くして胃がんで亡くなつたのです、という方がこの頃結構多いのです。その解決策がどこかにないのかなと色々模索をしている中でこれを見ついたのですね。基本的にピロリ菌が無い方は胃がんの発症が無いと診て良いという判断の仕方なのですよ。そうすると対象とする方、35歳位から高齢者までの中ですまず血液による検査をする事で対象者を絞り込めると。プラスになっているピロリ菌がある方も、時間がないので説明を短くします。対象者を絞り込んで事で出来るという事ですから今のX線による検査に並行して住民が選択できる仕組みにもう一つ付け加えると。持っている方、ピロリ菌がある方についてはオプションという形に、それは当然お金がかかる事ですからそれはやつてもらうという事でまずその入り口のところで胃がんの可能性があるかどうかという事については5年に1回という説の方もいらっしゃいますから、そういう検査をこの中に取り組んでいくとそういうシステムをやつたらもっと胃癌である事の、今のX線以上に早期にもっと事前の可能性があるという事も発見できると。そういう仕組みにすると胃がんでなくなる方ももっと減るのではないかと、そんな観点で聞いている事でございますから是非検討頂きたいと思うのですがいかがなものでしょうか。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 恥ずかしい話、ピロリ菌だとか何かというと今やつと一生懸命勉強しているような状況で胃がんだとかなんとかというのは私の古い頭ではお酒を飲んだり煙草を吸ったりすればずいぶん危ないのではないかとその程度の事からスタートしておりますので答弁にならないかも知れませんけれども、さかんに勉強しているのだと。そして私だけではなくて担当も含めて勉強させますのでご理解を頂きたいと思います。

○副議長（南 和博君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 時間がありません。私も前回は肺炎球菌ワクチンのところで何年か前に一度そういう提案をさせて頂いて、しかしそのときは門前払いでした。しかし今はしっかり厚生省の法廷の事になってきています。私が云々ではなくてやはり勉強してしっかりその仕組みをいち早く取り組んでいくという事が大事だと思いますがその辺の考え方だけもう一度聞いて終わりにします。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 限界がありますけれども一生懸命やります。

○副議長（南 和博君） 以上で7番岩崎議員の質問は終わります。

次、3番和田議員。

○3番（和田 健君） それでは私からの初的一般質問、今頃になってかと思われるかと

思いますけれどもやらせて頂きたいと思います。午後ですので若干、眠気も襲ってくるかもしれませんけれどもスパッと聞いてスパッと終わりたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。では、質問項目の1番です。項目は産業、件名は木質バイオマス推進における将来的な展望について。質問の要旨です。木質バイオマスは昨今、化石燃料に変わる新エネルギーとして注目され美深町においても林業の振興と地域の循環型経済に大きく効果を発揮するものであると私も認識しております。町としての取り組みはまだ初段階にあると理解しておりますが町面積の85%を森林が占める当町において道が進める木質バイオマス推進事業と合わせ将来的に主要産業となりうるものであります。以下についての考え方をお伺いします。1つ目、美深町の木質バイオマス推進において今後の展望をお聞き致します。2つ目、私有林・民有林の整備について保有者との間で間伐、育成の点で考えに相違があると聞いています。道有林とこの民有林が混在している中、間伐作業に支障は無いのか。また保有者との調整は図られているのかをお聞き致します。3つ目、10月に林産共同組合それと報徳地区の作業現場をあまり大きな声では言えませんけれども日本共産党道議会議員団と共に視察をさせて頂きました。現場では作業路の整備などで作業現場の方から要望がありその現場の声を聞き取り改善の支援を行う事が必要だと私は考えます。それについて所見を伺いたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 和田議員から産業、木質バイオマス推進における将来的な展望についてご質問がございました。1つの木質バイオマスの推進でありますけれども、これは平成23年に策定した新エネルギービジョンにおいて町内の賦存量と言いますかそういうものが大変多いという事でこの利用効果としてバイオ再生エネルギーとして位置づけているものでございます。なんとか積極的な利用推進を図れないかとこういう事でありましてこれらを受けて今年1月にびふか温泉に施設への熱提供を目的としたバイオマスボイラーを稼働させたところでございます。さらに林産業関連団体と連携をしてこれらの町内循環型の供給体制、燃料の供給体制、チップ等の体制についても道有林等とも協定を結びながら進めさせて頂いていると。さらにご案内のように我が町は林業の町であります。非常に多い山がある訳でありますから、さらにこれらを推進できないかという事で恩根内市街地の木質バイオマス熱供給の整備についても実施に向けて検討を加えているとそのような段階でありますのでご理解をいただきたいと思っております。2つの私有林の整備の事であります。北海道としては間伐の方法として5メートルから7メートルの間隔で流木を全て伐採する波状型間伐と言いますか、そういうものもやっておられて、しかし私有林ではそれを大々的にやらないで訂正間伐と言う方向で今、進めている。私有林そのもの

の面積が小さいという事もある訳でありますけれども、そういう感覚であります。そこでの始まつばかりの幅上間伐と言いますかそういう道有林のやり方があるようでありますけれどもそれらについて、いずれにしても間伐に支障がでないかどうかという事でありますけれどもいずれの場合にしてもその利用をどうするのかという問題はありますけれども今の聞いている段階では大きな課題は出ないのでという話を聞いております。それと先程のバイオマスとの関係と合わせて山へ日本共産党議員団共々と調査に入られてという話をうかがっている訳であります。見られたのは北海道の山だったと思っておりますけれども作業路等々について現場の中で少し課題があるという事で色々現場の作業員等々からお話をかかったのかなと思っておりますけれども、聞きますと道は道有林の中ではその辺の事も改善に向けて努力をしていると伺っておりまして町有林も面積がそれほど多くは無いのですけれども先程の補修であるとかその部分については努力をしていきたいし予算の獲得等についても積極的にやっていきたいこのように考えております。いずれにしても作業現場さらには山等にわざわざ出向いていただいた事に感謝を申し上げて答弁にしたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（南 和博君） 和田君。

○3番（和田 健君） 党議団が来町した事にご返答頂きまして有り難うございます。今、美深の中で木質バイオマスに若干力を入れていくという段階の中、私も直接この眼で林産共同組合の中でも原木ヤードでしたり燃料チップ保管ヤードの整備の方、原木ヤードもこれから拡張していく計画もあるという事もお聞きしました。その中でやはり雇用も少しずつですが拡大をしていく考えでいるという林業の方からもお話を聞きする事ができました。そういった関係で町内の中での雇用拡大だと木質バイオマスに関わる町内の運輸だったり商工業だったり色々な経済効果というものもあるのだと思います。そういったところでもう一つ若い世代に対する夢も与えるという意味で展望をお聞きしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 本当に木材界といいますか一時だいぶ人も居なくて本当にこれはいよいよ木材業界も大変だな、特に山づくりの方、造林される方、下刈りされる方、大変だなとそう思っておりましたけれどもここへ来て、木材と言いますか山づくりに従事する方も若い人である程度確保されてきている面もありますし木材界の中でも機械化だと大型化という面に取り組んでおられる方も出てきていますので、そういう面では一時より少し木材に対する考え方も変わってきているのかなとそう思っております。従って木質を利用される方々、例えば住宅に新しく木質をさらに今より増やす、そういう場合については今の条例等もある訳でありますけれどもそれらの見直し等もやりながら住宅対策と合わせ

てその辺の事も考えていかなければならぬ、言ってみれば木材業界の振興等についても併せて考えていく必要があるのかなと。いずれにしても我が町は農業はもちろんありますけれども元々、木材の町でありますのでそういう事も考えて努力していかなければならぬ、いきたいと思っているところでございます。

○副議長（南 和博君） 和田君。

○3番（和田 健君） 有り難うございます。先程、町長のご答弁の中にもありました通り今、びふか温泉の方の木質バイオマスボイラーそして今度は恩根内の住宅の方にもバイオマスを利用するという計画もあるという事でやはりこれは町にとってもチョウザメそしてこの木質バイオマスと2つ並ぶ重要な産業にこれからなっていくのではないかという私の期待も有りますので是非頑張って、私も頑張りたいと思いますし頑張って行きたいと思っております。そして作業現場の3番の質問項目の方の内容なのですけれどもやはり色々道との連携もあるかと思いますけれども現場の方々の声を聞いてその声をもとに改善していく、支援していく事がこの木質バイオマス事業の発展そして継続性というものにも重要な事ではないかと思う訳です。僕も作業現場で若い人が働いているところを見させていただきました。そしてまた党議団のほうもその現場で使われている重機、ハーベスターですか、あちらのほうも最新のものが使われているという事に大変驚いておられました。そんな中でもその時、私が視察に行った時はたまたま雨が降っておりまして現場の運搬路あそこの方がだいぶ悪い、劣悪な状態になっていた訳なのですけれども、そこを事前に整備していればよかったですけれども僕らの方ではなんとも出来なかったと作業現場の方が言っておられました。そして、その結果、上川北部森林室の方の協力もありまして、もうすでにやられているかと思いますけれども作業路のほうに砂利を敷いて整備しているところだと思います。そういう声を実現してあげる事もまた現場で働く若い作業員の方にもやりがいですとかそういった力になると思いますけれどもきめ細かい支援援助に対して町長の意気込みをお聞きしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） これも我が町の林業政策の長い伝統がある訳なのですけれども一時下がったというお話もしましたけれども今も例えば5月1日、メーデーの日を中心だったのですけれども林業労務者の激励会というような事で民間事業者、林業関係だけではなくて私も招かれてそこで林業労務者等々と懇談をする機会等を設けており、道有林の所長さんも参加していただく訳でありますけれども、その中では例えば前段として労働基準監督署から来て安全対策を講義するとか色々な取り組みもやっておられる訳であります。こういう取り組みは全道の中で先進的な林業行政と言いますか取り組みをされていると。言って

みれば林業労務者等々も大事にしていると。そういう中で徐々にではありますけれども担い手等々についても育っているのかなと思っている訳であります。さらに今後ともその辺については努力をしていきたいと思っております。美深アイランド、びふか温泉と言っておりますけれどもあれも元々は林業保養センターという名前でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 和田君。

○3番（和田 健君） びふか温泉の歴史は私の知るところではなかったので教えて頂き本当にありがとうございます。まだまだ僕も勉強していきたいと思っております。私も一応若い世代にぎりぎり入っているかと思いますけれども、やはり現場で働いてらした若い方、森づくりに携わってこの美深の森を守っているのだというすごい誇りを持って働いてらっしゃいました。これからもその誇りと森づくりをどうするか自分たちの夢を実現させるために頑張って行きたいのだという、そういう意気込みも僕に話して頂きました。そういった若い世代やはり僕も昔、聞いた事があります。森づくりは人づくりだと、そういう事が美深の森の中で確実に実現されているのだと思います。ですから何としてもこの若い世代の世代継承というものを果たしていただきたいという考えが私は強いのですけれども先程もご答弁の中にそういった取り組みがあるという事でしたので是非とも力を入れていただきたいと思います。以上でこの第1項目、木質バイオマスに関する質問を終わらせていただきます。2番目の項目、社会福祉です。介護ボランティア制度の導入について。今、介護現場では過密長時間労働や介護報酬引き下げによる低賃金など過酷な労働条件が伴い全国的に介護福祉士の不足が言われております。超高齢化社会を迎える美深町も高齢化が着実に進む中、介護施設、介護サービスが果たす役割は重要です。しかし町内既存の一部介護施設からは介護士の補充において募集をかけてもなかなか応募がない、または採用してもすぐにやめてしまうといった声が上がっておりまます。他市町村において様々な介護事業者定着支援事業が展開されている中、以下についての考え方をお伺い致します。1つ目、美深町における介護福祉士の現状をどのように認識しているか。町内において雇用労働条件は充分なものか。2つ目、他の地方自治体では介護ボランティア制度を設け、概ね65歳以上を対象にボランティア活動を行ってもらい実績に応じて換金可能なポイントを付与するといった施策が多数ありますが美深町においてその考えはあるのかどうか。お願い致します。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） これからは自席で答弁させていただきたいと思います。介護ボランティア制度の導入についてであります。先程も申し上げましたけれども国は1億総か活

躍社会の実現そして介護辞職者ゼロ、こういう事を掲げながら介護施設整備といいますか現場の底上げも含めて努力をするという報道がある訳でありますけれども現実的にはまだまだ少し遠いのかなと私自身も考えている訳であります。そういう中で我が町の具体的に介護福祉の現場、雇用、労働条件というお話を伺いました。ご質問の介護福祉の状況について町内の福祉施設と言いますか職員の状況について少しお話しを申し上げたいと思います。これは介護福祉、介護職場だけではなくて老人ホームであるとかデイサービスさらには緑生苑、きよの里ですかデイサービス訪問看護、社会福祉協議会、ケアプランだとかさらには障害者施設であるとか児童相談施設、厚生病院もそうであります、そういう諸々の介護施設、福祉施設諸々の施設、職員数相対では 270 を超える数字になっております。そのうち介護職員と言いますか助手と言いますか指導員等を含めて全体的に 160 位、そのうちに介護福祉士と言われる国家資格でありますから 63 人ぐらいと抑えています。一日の雇用労働条件一日 8 時間と聞いている訳でありますけれども非常に賃金体系は低いというのが現実のようであります。最低賃金ぎりぎりというのがかなりあるのかなと。ただ法を破っているというのは今のところないと聞いている状況でございます。介護福祉士と言われる国家資格の部分についてはそれほど高い物ではないと思いますけれども場合によるのですけれども手当等も若干加味されているという事を伺っている訳であります。それとハローワークの求人情報だとかそういう事で賃金状況や雇用体系、比較をしたものもあるのですけれども一部施設では改善されているというような状況もあるようで雇用条件もあるようであります。しかしご案内のように先程、議員からもご指摘の通り施設においては人不足が続いているとこういう状況で残念ながら求人を求めても集まらないとこういう事もあるようです。現に私も地元ではなかなか採用できなくて入所の希望者はいるのだけれどもフル活動できないのだと。職員といいますかそういう人間を手配する事ができればフル活動したいというような話も聞いております。それと 2 つ目の介護ボランティア制度を設ける考え方等がありますけれども老人ホームなどでは話し相手や新聞の読み聞かせだとかイベントのお手伝いだとか色々ある訳であります。介護施設のボランティアとしては買い物だとかゴミ出しだとか清掃などの在宅支援の取り組み、こういうものが自治体といいますか少しずつ広がってきているように見えると。そういう風に切り替えていくという国の考えもある訳でありますけれどもボランティアとして今やっているコマネットサロン的なものが今、介護分野でボランティアとしてやっておられるこれがきちんと確立していく事ができるのかどうか若干懸念をしております。しかしながら国はそれにシフトしようとしているのも事実であります。ある意味では安上がり介護を求めているのかもしれませんけれどもそれに向けて換金ポイント的な取り組みもあるようですけれども、これはな

なかなか言うに易しで我が町の社会福祉協議会等々の中でも検討を進めておられるのかなと、取り組んでくれるのかなと考えている訳であります。いずれにしてもボランティア活動等については主体的な住民が参加すると、そういう事でないと非常に難しいのかなと思っているような事でございますので現状をご理解していただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 和田君。

○3番（和田 健君） 自分でこの介護ボランティア制度の質問をしたけれども私も考えはあるのかとお聞きしましたけれども導入するべきだと言いたい訳ではないです。ボランティアの制度と名乗っているのにも関わらずそういった報酬的なものを高齢者の方、65歳以上の方にまたボランティアとして働いてもらおうというそれによって社会保障の方でちょっとお金を削りたいという国の思惑が見え隠れしておりますので高齢者の生きがいづくりという面ではプラスの面はあるかと思いますけれども、そういった社会保障削減のためのプログラムを地方に押し付けるようなこういったものを導入すべきではないと私は今のところ思っている所であります。なぜこれを質問に入れたのかと言いますとこの介護福祉士やはり町長もおっしゃいますように今後、高齢者の人口はある程度行ったら減ってくるかもしれません。けれども前段階の時点でどうしても人不足というのはいまからでも足りなくなってくる、国でも今後介護はパンクするかもしれないと言っている訳ですね。ですからこの早い段階でこの介護福祉士という介護士に対する援助を町として何かできるような事を考えているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） そこまで正直言って1自治体でありますから、なかなか介護士をどうするかという所まではいかないのですけれども実態として病院にも看護師、介護士もありますし看護師も色々な形があるのですけれども、どうもその介護の部分だけが病院の中でも少し主流になってこない、それは診療報酬だと色々な事もあるのでしょうかけれどもどうも介護というものは残念ながら今の段階では少し厄介者にされて少しお金がかかるものですから国の医療体制というか福祉対策の中ではボランティア的なものにシフトしたいという考えがあって、すでに我々の職場にもその考えが降りてきているのですけれども担当と私どもも議論をするのですけれどもボランティアでやりたい、そしてやってほしい、解らない訳ではないのですけれども実際、現場としてうちとして機能するのか、誰が介護するのか、そういう介護するだけの余裕があるのかと。人がいるのか、そして介護と言えどもボランティアと言えども無料でできる訳がないと。そんな甘い職業ではないと、そんな事も議論しながら、しかしながら国は国で徐々に押してきてますのでその辺の事を見極めながら、そして社会福祉協議会なり自治会がどれくらいこれらに向けて理解をし、取

り組んでくれるのか、そういうところの事になってくると思います。自治会もさらには福祉協議会も一番進んでいるかどうかは分かりませんけれども色々な見方があるのだと思いますけれども我が町もたとえば栗山町に視察に出かけたり栗山町からわざわざ講師としてお越しになったり、そういう事例も出てきておりますので現実、我が町でどうやれるのだという所をやはり見極めていかなければならない、こう思っているところでございます。

○副議長（南 和博君） 和田君。

○3番（和田 健君） この美深町の人口減少ですか高齢化の問題その地方創生に関わって午前中から諸先輩議員からの質問でも町長に答弁をお聞きしていたところでだいたい私の中でも大半、半分以上は午前中から私の前の質問の方でお答えを聞かせて頂いていたかなと思っている所でございます。やはりその美深町に合った何か対策をとって頂く事を私からも切にお願いを申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。時間はだいぶ余りましたけれどもスパッと終わりたいと思います。有り難うございました。

○副議長（南 和博君） 町長。

○町長（山口信夫君） 我が町、本当に僕も農林業が基幹されるような街であると同時に社会福祉協議会が町の重要な位置づけで柱建てであるとそういう事を申し上げてきている。そして福祉職場と言いますか介護施設等々も我が町で結構多くなってきていると。そしてまた今後も大きくなるであろうと思っております。それだけに高齢化の問題を含めてこの介護と言いますか福祉対策について努力をしていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（南 和博君） 以上で3番和田議員の質問は終わります。只今から暫時休憩をいたします。再開は3時といたします。

休憩 午後2時36分

再開 午後3時00分

○副議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎ 日程第6 議案第53号

○副議長（南 和博君） 日程第6 議案第53号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第53号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が条例に委任をしている個人番号利用事務の範囲を定めるほか執行機関内の番号利用の連携そして執行機関における特定個人情報の提供など来年1月1日から始まる個人番号の利用開始にあたって必要な事項を定めるものであります。よろしくご審議いただき原案決定だけますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きますので議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。議案第53号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について。美深町行政手続における個人の特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように定める。

まず第1条、趣旨規定でございますけれども法律では地方公共団体の執行機関の番号利用および特定個人情報の提供については条例を定める事とされておりまして、この法に基づき必要な事項を定める旨の規定をするものでございます。第2条が用語の定義でございまして、これは法の規定を引用して4号にわたって定義付けするものでございます。第3条が町の責務に対する規定ですが番号利用等にあたっての責務について法の第5条で地方公共団体の責務について唱ってございまして、この規定を受けてこの条例で明らかにしているというものでございます。次に2ページをお開き頂きたいと思います。第4条が個人番号の利用の範囲に関する規定でございます。法第9条第2項、ここには地方公共団体の執行機関の番号利用の範囲を条例で定めるとしてございまして、その事務について規定をするものでございます。番号利用にあたっては法の別表に定める事務のほか地方公共団体が独自に利用する事務これがございますけれども今回は法定事務についてのみ規定をいたしまして独自事務につきましては3月の定例会で提案を予定しているものでございます。尚、番号利用を行う町の執行機関につきましては町長および教育委員会としてございます。次に第2項の規定でございますけれども町長または教育委員会が保有をします特定個人情報、法律に定められた事務においてそれらに係る特定個人情報を執行機関内で利用することができる旨を定めるものでございますが、つまり町長部局にある、ある部署が保有する特定個人情報がこれらの法に定められたものであれば町長部局内の他の部署の事務でも利用することが出来るという事で町内の連携で使用することができる旨を唱うものでございます。但し書きがございますけれども情報ネットワークシステムを使用し

て執行機関以外から特定個人情報の提供を受ける場合、この部分については当該の利用目的の事務に限られるということからその旨を定めるものでございます。次、第5条が特定個人情報の提供に関する規定でございましてこれも法律に委任を受けた事項でございまして地方公共団体の執行機関相互の特定個人情報の提供について定めるものでございます。法の第19条では特定個人情報の提供の制限について定められてございますが、さらに第10号には条例の定めにより地方公共団体の執行機関が当該地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供出来る旨が規定されております。この第5条では町長が教育委員会に対して提供できる特定個人情報とその利用できる事務について定めようとするものでございまして別表にその旨を掲げてございます。別表に掲げられている事務これにつきましては学校保健安全法云々と記載しておりますけれども要保護、準要保護者への医療費援助この対象となる者の認定に関する事務ですね。この事務に関して提供する特定個人情報につきましては住民票関係情報であって規則で定める者としてございますがこの規則で定めるものということではありますけれども規則には同一世帯に属する者に関する住民票関係情報ということで同一世帯に住んでいるかどうかと、同一世帯にあるかどうかという事の情報を町長が教育委員会に対して情報の提供が出来るということでございます。なお第2項につきましてはこの特定個人情報の提供を受けた場合には条例規則等で必要な書類を提出しなければならないというようなそういう規定があつても、これらの書類の提出は不要であると。特定情報の提供を持ってこれらの書類が出されたものとみなすという規定でございます。この条例の執行日は平成28年1月1日とするものでございます。以上議案第53号の説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） 以上で議案第53号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についての説明を終了します。

◎ 日程第7 議案第54号

○副議長（南 和博君） 日程第7 議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定について提案説明を申し上げます。美深高等学校はこれまで多くの卒業生を社会に送り出し、各地で様々な立場で活躍されております。多いときには卒業生が220名を超えた時代もありましたが人口減少・少子化社会になった今日では20人の入学生を確保する事すら難しい

状況となって参りました。地元高校の存続は教育振興のみならず地域の活力に大きな影響を与えるものであります。美深高校卒業生奨学金という形で進学を支援する事で入学生を増やし将来に渡って学校を存続させたいと考えており卒業生の進学支援とともに奨学金制度の大きな目的となっているものであります。またこの基金の財源には本町にお住まいの本平尚三氏から頂いた寄付金を当てて参ります。制度創設の趣旨についてご理解を賜り原案ご決定いただけますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○副議長（南 和博君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書3ページをお開き頂きたいと思います。議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定について、美深高等学校卒業生会奨学基金条例を次のように定める。

14条からなる条例を新設しようとするものでございますけれども、通常一般的な基金条例でありますとだいたい6条から7条程度の条文になる訳でありますけれども、今回の条例につきましては基金の設置に関する規定と併せてこの基金の処分の内容、処分の仕方こういった2つの規定について1つの条例で唱おうとするものでございます。まず第1条が設置の目的でございます。条例の目的でございますけれども美深高校の卒業生が大学等に進学する卒業生に対して奨学金を給付すると。その目的として社会に貢献する有用な人材を育成するのだと。1つには美深高校の教育振興に資するのだという、こういった目的を持って基金の設置をするというものでございます。第2条が用語の定義でございます。この処分に係る用語に関して規定してございまして奨学金という用語、さらに奨学生という定義についてはそれぞれ美深高校の卒業生の奨学金だと。さらには奨学生というのは基金を受ける者という定義づけでありますけれども、さらに後段に出てきます対象者となる部分に係る定義でまず大学等という定義でございます。学校教育法に基づく大学・短期大学・専門学校という規定を設けまして更に大学とは、短期大学とは、専門学校とは、という規定を設けようとするものでございまして大学につきましては正規の修業年限が4年から6年までの大学、通信教育・専攻科・別科及び大学院を除くというものでございます。短期大学につきましては正規の修業年限が2年または3年の短期大学。専門学校につきましては正規の修業年限が4年以下の専門課程を置く専修学校と規定をするものでございます。次に第3条、積立金、これは一般的な規制でございますけれども一般会計歳入歳出予算で定めるということをございますけれども今回の補正予算で提案させていただきますけれども当初5,000万円の基金を積み立てると考えてございます。次に第4条が管理に関する規定でございます。次のページ、4ページが運用収益の処理に関する規定でございましてこれは運用収益が出来た場合については一般会計に計上してこれを基金に繰り入れ

るという処理の仕方を取るものでございます。第6条が処分に関する規定、奨学金の財源に充てる場合に限り全部または一部を処分することができるというこれも一般的な規定でございます。次に第7条が奨学金の額に関する規定でございまして第1号として大学に進学したものに対して月額3万円の奨学金、第2号として短期大学または専門学校に進学したものに対しては月額2万円の奨学金という規定でございます。第8条が給付の期間に関する規定でございまして奨学金を給付する期間これは大学等の正規の修業年限を限度とするものでございます。第9条がこの奨学生となる者の資格を規定してございます。第1号から第4号まで規定してございますがこの全てに該当しなければならないという規定でございまして第1号が美深高等学校に入学した者で美深高等学校卒業後、翌年度または翌々年度に大学等に進学した者ということで尚、転入学または編入学によって美深高等学校に入学したものは除くということを第9条第2号では唱ってございます。次、第2号として学業に誠実かつ真摯な態度で取り組みということで美深高校の校長が推薦をした者という規定でございます。さらに第3号が卒業後に美深町に貢献しようとする者、さらに第4号として給付の実績が無い者、この条例による奨学金の給付実績のない者がこの条例の奨学生の資格となるということでございます。尚、先ほど第1号の方で括弧書きの中で、転入学・編入学によるものは除くとしてございますけれども第2項として、転入学または編入学により入学した者に係る奨学生の資格は実情を勘案して決定をするということで若干ワンクッション置いたという所でございます。第10条が給付の取り消しに関する規定でございますけれども第1号から第4号まで規定してございます。大学等を退学した時、給付の辞退を申し出た時、死亡した時、さらに給付が不適当と認められる時、これらについては取り消しを行うという規定でございます。第11条が給付の停止に関する規定でございますけれども、これは休学した場合にその間について奨学金の給付については停止するという規定でございます。第12条が奨学金の返還に関する規定でございますけれどもこの奨学金については返還を要しないとするものでございます。ただし給付の取り消しまたは停止を受けたものがその間に給付を受けていた場合については当該奨学金については返還しなければならないという規定でございます。第13条が繰替運用でございましてこれも基金に関する一般的な規定でございます。第14条が委任に関する規定でございます。教育委員会の規則でこの細部については定めて行きたいと考えてございます。以上、第14条に関して説明させて頂きました。尚、この条例の公布でございますけれども公布の日から施行の日でございますけれども公布の日から施行するとするものでございます。以上、議案第54号の説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） これから議案第54号に関し質疑を行います。なければ質疑を

終了いたします。

只今、議題となっております議案第54号は産業教育常任委員会に付託する事にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定については産業教育常任委員会に付託する事に決定しました。

◎ 日程第8 議案第55号

○副議長（南 和博君） 日程第8 議案第55号 美深町学校図書等整備基金条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第55号 美深町学校図書等整備基金条例の制定について提案説明を申し上げます。この条例は美深町立学校及び美深町幼児センターの図書の充実を図り幼児および児童生徒の読書活動を通した健全な教養の育成を目的として基金を設置し計画的に図書を整備しようとするものであります。この基金の財源には東京美深会の田村二郎氏からいただいた基金を充てております。各小中学校と幼児センターにそれぞれ田村文庫と称するコーナーを設けて子供たちが図書に親しむ環境作るとともに故郷美深を思い多額のご寄付を頂いた田村氏の名を後世に伝え将来この子供達が立派な大人になって美深町を担ってほしいと考えております。よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○副議長（南 和博君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書6ページをお開きください。議案第55号 美深町学校図書等整備基金条例の制定について。美深町学校図書等整備基金条例を次のように定める。

第7条からなる条例でございまして、まず第1条が基金設置の目的でございます。町立学校及び幼児センターの図書の充実を図り幼児及び児童生徒の読書活動を通した健全な教養の育成を目的として設置をするということでございます。第2条以下第7条まで基金の一般的な規定でございますけれども第2条の積立金に関しましては一般会計の歳入歳出予算で定めるということで、これも今回の補正予算の中で2,000万円を積み立てようとするものでございます。第3条が管理に関する規定。第4条は運用収益の処理に関してこの収益に関しては基金に繰り入れるという規定でございます。第5条が繰替運用に関する規定、第6条が処分でございまして第1条に定める目的に充てる場合に限り処分をすること

とができるという規定でございます。第7条が委任に関する規定でございましてこの条例の施行に関する細部につきましては教育委員会規則で定めるとするものでございます。附則として施行日でございますけれども条例の公布の日から施行するとするものでございます。以上、議案第55号の説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） これから議案第55号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。只今、議題となっております議案第55号は産業教育常任委員会に付託する事にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って議案第55号 美深町学校図書等整備基金条例の制定については産業教育常任委員会に付託する事に決定致しました。

◎ 日程第9 議案第56号

○副議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について提案説明申し上げます。この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い国保税の減免申請書、介護保険料の徴収猶予申請書などに個人番号の記載が義務付けられる事になりますので、これに係る規定を改定するものであります。よろしくご審議いただき原案決定いただけますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○副議長（南 和博君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の説明をさせていただきます。議案書8ページをお開きください。議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2条にわたって条例を制定しようとするものでございますけれども1枚めくっていただきたいと思います。9ページ、10ページに資料をお付けしてございますので、これによつてご説明申し上げたいと思います。先ほど町長から説明があった通りの改正趣旨でございまして国民健康保険税条例と介護保険条例の一部改正でございます。第1条が国民健康保

険税条例の一部改正でございまして保険税の減免に関する規定、この中に、この申請書に個人番号を新たに付けるというものを規定しようとするもので第28条第2項第1号の改正でございます。氏名、住所とあるところを氏名、住所及び個人番号という風に改めようとするものでございます。以上が第1条の関係でございます。次、第2条関係が介護保険条例の一部改正でございます。これにつきましては保険料の徴収猶予に関する規定さらに保険料の減免に関する規定の一部改正でございまして第13条の改正が徴収猶予に関する規定で第2項第1号を改正しようとするものでございまして先ほどの国民健康保険税条例の一部改正と同様に住所の次に個人番号を加えようとするものでございます。同様に第14条が保険料の減免に関する規定でございまして、これも第2項第1号の規定に住所の次に個人番号を加えようとするものでございます。この条例の施行日でございますけれども平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。以上、議案第56号の説明とさせて頂きます。

○副議長（南 和博君） 以上で議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備についての説明を終了します。

◎ 日程第10 議案第57号

○副議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第57号 美深町税条例等の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第57号 美深町税条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例は平成27年度の税制改正において納税環境の見直し、および紙巻きたばこ3級品にかかる特例税率の廃止などを内容とした地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴って条例を改正するものであります。徴税では徴収の猶予に関する規定の追加、町たばこ税では紙巻きたばこ3級品にかかる特例税率の廃止により4年間で税率を引き上げる措置等であります。税制改正に伴った改正をしようとするものでありますのでよろしくご審議いただき原案決定だけますようお願いを申し上げ提案説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書11ページをお開きたいと思います。議案第57号 美深町税条例等の一部改正について。美深町税条例等の一部改正をする条例を次のように定める。

2条に渡って改正をしようとするものでございますが資料を付けてございます。24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。議案第57号の資料でございます。改正の趣旨は只今、町長から説明があった通りでございますけれども税制改正に伴う改正ということで、まず1つは地方分権の推進の観点から法律によって条例への委任事項が設けられた、これらによりまして規定の追加をするという事。もう1つがたばこ税の特別税率の撤廃に関する改正、さらに番号法に係る改正、大きくこの3つの事項について追加改正を行うものでございます。表のまず1番目、第5条の2に関する改正ということでございますがこれは新設でございまして徴収の猶予に係る徴収金の分納による納付または納入の方法に関する規定を追加するものでございます。徴収の猶予は現行においても法律に基づいて制度の運用がなされておりますが今回の法改正により所要の事項については条例で定める事とされたことから規定を追加するものでございます。徴収の猶予とは災害等により一時に納付又は納入できない時に納税者の申請により分納できる制度となってございます。次に第5条の3でございますけれどもこれは徴収の猶予を申請する場合又は猶予期間の延長等を申請する場合に申請書記載事項および添付書類に関して所要の事項について定めるものでございます。次のページに行きまして第5条の4これが徴収の猶予の取消理由にし所要の事項を定めようとするものでございます。次に第5条の5、職権による換価の猶予の申請手続等に関して定めるものでございますがこれも徴収の猶予の規定と同様に現行法においては法律に基づく制度運用がなされているものでございます。換価の猶予とは差し押さえをした財産これを金銭に替えることを換価と言いますけれどもこれを一定の要件の下に猶予して分納を認めるという制度でございます。これにつきましては地方公共団体の長、本町であれば町長の職権により行っていたものでございます。次、第5条の6でございますけれどもこれは申請による換価の猶予の申請手続等に関して定めるものでございます。これまでの町長の職権による猶予に加えまして申請による猶予が新たに加えられたと。このことによって条文の追加をするということでございますけれども条文には猶予の条件、申請期限、納付方法、申請書記載事項等の所要の事項について定めるものでございます。次1枚めくっていただきたいと思います。次が第5条の7の改正これも新設でございますけれども担保に関する規定でございます。法では徴収の猶予又は換価の猶予にはその猶予に係る金額に相当する担保が必要とされてございましたけれども条例で定める場合については不要とされたということでございます。これまで法律によって税額が50万円以下または特別の事情がある場合は不要とされておりましたけれども昨年度の国税の改正を踏まえまして税額が100万円以下の場合、猶予期間が3ヶ月以内の場合、そして特別の事情がある場合これらについては不要であるとするものでございます。以上が条項の

新設に関する説明でございます。次、町たばこ税に関する改正でございまして附則第16号の2これは廃止をする、削除する規定でございますけれどもたばこ税の旧3級品にかかる特例税率を廃止する改正でございます。附則第16条の2を削除するということでありますけれども、ただ経過措置として現行税率を段階的に縮減し、最終的には廃止をしていくという附則でそのものを定めていくということでございます。段階的な部分についてはこの表に記載している通りでございます。これまでの改正が第1条の改正でございまして施行につきましては平成28年4月1日からとするものでございます。次に第2条の改正ございましてこれは用語の規定の改正になります。納付書に関する定義を改めるものでございます。これは番号法に係る改正でございまして納税通知書これらに個人番号あるいは法人番号を記載しないという通知が来てございます。それによりまして今回の改正となつたものでございますけれども5月開会の第3回の臨時会の中で議案第29号で番号法にかかる所要の改正案が可決成立してございますけれどもさらにこの1月から施行することになっておりましたけれども今回のこの総務省の通知によって改正条例ではそれぞれ納付書に個人番号、法人番号を記載するという規定になっておりましたけれどもこの部分を削除するという改正でございます。この改正につきまして施行日は公布の日からとします。尚、この税法等の一部改正によりまして条例が一部引用している法令等の条項が移動したものとの記載の通りでございましてそれぞれの施行日をもってございます。ご覧いただいてご了承いただきたいと思います。以上、議案の説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） 以上で議案第57号 美深町税条例等の一部改正についての説明を終了します。

◎ 日程第11 議案第67号

○副議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定については地方自治法第117条の規定により荒川議員が除籍となりますのでよろしくお願ひいたします。

（荒川議員退場）

○副議長（南 和博君） 日程第11 議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
町長。

○町長（山口信夫君） 議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。第4・第5コミュニティーセンターにつきましては

平成18年度から指定管理制度を活用して参りましたが現在の指定管理者が平成27年度末をもって終了いたしますので平成28年度以降の管理について改めて指定管理者の指定を行うものであります。指定管理者には引き続き美深町商工会を指定したいと考えております。指定期間は管理の継続性や安定性を考慮してこれまでと同様5年間としたところであります。よろしくご審議いただき原案決定頂けますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

○副議長（南 和博君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の30ページをお開き頂きたいと思います。議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定について。第4・第5コミュニティーセンターの指定管理者を指定する事について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1として指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地でございまして名称が第4・第5コミュニティーセンター、所在地が美深町字東2条北5丁目1番地でございます。2として指定管理者となる団体の所在地、名称、代表者名でございますけれども美深町字東2条北5丁目1番地、美深町商工会、会長園部一正氏を指定しようとするものでございます。3として指定の期間でございます。平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間としようとするものでございます。以上で説明を終わります。

○副議長（南 和博君） 以上で議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定についての説明を終了します。

（荒川議員入場）

◎ 日程第12 議案第58号乃至議案第59号

○副議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第58号 美深町コミュニティーセンター指定管理者の指定についておよび議案第59号 美深町給水施設指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第58号 美深町コミュニティーセンター指定管理者の指定についておよび議案第59号 美深町給水施設指定管理者の指定について一括して提案説明を申し上げます。美深町コミュニティーセンターそして給水施設につきましては平成18年度から指定管理制度を活用して参りましたが現在の指定管理期間が平成27年度末を持って終了いたしますので平成28年度以降の管理について改めて指定管理者の指定を行うものであります。まず議案第58号のコミュニティーセンター15施設につきましては

住民の地域活動の拠点として現在、指定管理者となっている自治会等を引き続き指定しようとするものであります。また議案第59号の給水施設10施設に付きましては現在の指定管理者となっている管理組合等を指定管理者の候補者として選呈したところであります。なお指定管理機関についてはこれらの管理の継続性や安定性を考慮致しましてこれまでと同様に5年間としております。以上よろしくご審議いただき原案決定いただけますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○副議長（南 和博君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書27ページをお開きください。議案第58号美深町コミュニティーセンター指定管理者の指定について。美深町コミュニティーセンターの指定管理者を指定する事について地方自治法244の2第6項の規定により議会の議決を求める。

27ページの上の段、表の上の段、第1コミュニティーセンターから次のページ、清水地区農作業準備休憩施設、15の施設、コミュニティーセンターがございます。それぞれの施設につきまして第3コミュニティーセンターを除いてでありますけれども施設が所在する自治会に指定管理者となるよう指定をしようとするものでございます。なお第3コミュニティーセンターにつきましては美深町シルバー人材センター理事長、大内仁氏に指定管理者となるよう提案をするものでございます。尚、指定の期間につきましては平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

次、29ページ、議案第59号 美深町給水施設指定管理者の指定について。美深町給水施設の指定管理者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

これは給水等の施設でございますけれども10施設ございます。29ページの上から清水地区飲料水施設それから1番下の雄木禽地区営農飲雑用水施設までの10施設につきまして、それぞれ施設からの給水を受ける地区の施設管理組合等が指定管理者となるよう指定するものでございます。指定の期間につきましては平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としようとするものでございます。以上、議案第58号、59号の説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） 以上で議案第58号美深町コミュニティーセンター指定管理者の指定についておよび議案第59号美深町給水施設指定管理者の指定についての説明を終了します。

○副議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第60号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号）乃至議案第66号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）について一括して議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第60号から議案第66号で提出しております一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。

はじめに議案第60号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。今回の補正予算に付きましては議案第54号、55号で条例制定を提案した美深高等学校卒業生奨学基金、学校図書等整備基金への積み立て、マイナンバー制度への対応、COM100図書室照明の省エネ工事など新たな事業への予算措置のほか事業量の増減、入札減、人件費の整理そして施設の修繕など緊急性のあるものについて補正をするものであります。新たな事業を中心に説明を申し上げます。まず総務費ではマイナンバーの利用開始にあたって共同設置する設備の負担金や備品購入を追加いたします。民生費では国民年金システムの改修委託料を追加いたしましたがこれもマイナンバー制度の対応予算であります。衛生費では美深厚生病院運営支援補助金及び美深厚生病院訪問看護ステーション運営補助金が確定をいたしました。いずれも当初予算額を下回りましたので減額するものであります。農林産業費ではJA北はるかに対する色彩選別機整備事業補助金を減額しますがこれは入札減に伴う事業費の減少によるものであります。また農地中間管理機構を活用した農地集積に対する協力金や集落営農組織立ち上げに対する国の支援制度活用にかかる予算を新たに追加いたします。商工費では観光協会事務局職員の給与改善分として負担金を増額するのとびふか温泉ふるさと館の給湯ボイラーの故障に対応する改修費を措置しております。土木費では道路、橋梁の資産台帳の整理さらに除雪ドーザーのスピクタイヤの更新、さらに国道40号の市街地に配置するプランターの資材代を計上しております。また、つくし団地の電気調理器について更新計画に基づいて実施して参りましたが未更新となっている10台について本年度中に更新しようとするものであります。教育費では条例制定の提案をした新たな2つの基金への積立金を措置しておりますがこの財源の一部には寄付金を充てておりまして寄付金を頂いたお二人の意向を踏まえて活用させていただく事と致したものであります。また子供スポーツ未来基金負担金についても寄付金を財源としておりましてこちらも寄付者の意向を汲んで今年度負担した300万円に上乗せする形で措置しております。工事請負費では省エネ効果が期待できる文化会館図書室のダウンライト、LEDに交換して参ります。最後に職員給与費でありますけれども人

事異動や各種手当にかかる支給区分の移動によりまして人件費総体を整理するものであります。次に歳入でありますけれども只今申し上げました歳出予算に係る特定財源等について追加減額し不足する財源については前年度繰越金を充てております。また詳細については事業費に合わせて補正しておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 5,276 万 9,000 円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 48 億 5,586 万 3,000 円となるものであります。

次に議案第 61 号 平成 27 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては国民健康保険資格移動に伴う国保税の過年度還付金にかかる補正と職員の異動に伴う人件費の整理を行うものであります。これによりまして国民健康保険特別会計補正額は歳出歳入それぞれ 13 万 1,000 円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 7 億 1,289 万 4,000 円となるものでございます。次に議案第 62 号 平成 27 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては広域連合へ納付する運営事務費負担金および保険基盤安定負担金の確定によるものであります。これによりまして後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 59 万 5,000 円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 7,697 万 6,000 円となるものであります。

次に議案第 63 号 平成 27 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては居宅サービス計画費等サービス利用者の増減見込みによる補正と職員の異動に伴う人件費の整理を行うものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 49 万 3,000 円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5 億 6,335 万 3,000 円となるものでございます。

次に議案第 64 号 平成 27 年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては職員人件費の追加と機械設備更新工事の入札減に伴う工事請負費の減額を行うものであります。これによりまして北部簡易水道事業特別会計補正額は歳入歳出それぞれ 16 万 8,000 円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 3,367 万 8,000 円となるものであります。

次に議案第 65 号 平成 27 年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては職員の異動に伴う人件費の整理、維持管理業務委託料の入札減に伴う減額と記載借入事実の変更に伴う元金の増額と利子の

減額を行うものであります。これによりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 96万5,000円を減額し補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 2億5,113万5,000円となるものであります。

次に議案第66号 平成27年度美深町中央簡易水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては収益的資出では人事異動等による人件費の整理、資本的支出では量水器取替工事の入札減について減額をするものであります。これによりまして収益的資質は71万3,000円を減額して7,268万7,000円、資本的支出では34万5,000円を減額して9,575万6,000円とするものでございます。以上、一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき原案決定頂けますようお願い申し上げて議案説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第60号の方について説明をさせていただきます。

議案第60号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号）。平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別詳細説明あるも省略）

○副議長（南 和博君） 住民生活課長。

○住民生活課長（羽野保則君） 別冊配布の議案第61号について説明をさせていただきます。

議案第61号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別詳細説明あるも省略）

○住民生活課長（羽野保則君） 続きまして議案第62号について説明をさせていただきます。

議案第62号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）。平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別詳細説明あるも省略）

○副議長（南 和博君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 議案第63号の説明を申し上げます。

議案第63号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成27年

度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別詳細説明あるも省略）

○副議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第64号のご説明を申し上げます。

平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別詳細説明あるも省略）

○建設水道課長（杉本 力君） 続きまして、議案第65号 平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別詳細説明あるも省略）

○建設水道課長（杉本 力君） 続きまして、議案第66号のご説明をいたします。議案第66号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）。平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別詳細説明あるも省略）

○副議長（南 和博君） 以上で議案第60号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号）乃至議案第66号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終了します。

◎ 日程第14 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○副議長（南 和博君） 次、日程第14 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。現在、人権擁護委員として活躍を頂いております村本秋二氏が平成28年3月31日に任期満了を迎えるため旭川地方法務局長からその後の候補者の推薦依頼がありましたので村本氏を再推薦いたしました人権擁護委員法第6条第3項の規定によりご提案申し上げる次第でございます。村本氏は平成22年1月より人権擁護委員に就任され人格指揮権共に高く広く社会の実情に精通され社会的人望も厚く人権擁護委員として適任であると考え推薦にあたり議会の議決を求める次第であります。よろしくお願い申し上げ提案説明といたします。

○副議長（南 和博君） これから諒問第1号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） なしと認めます。

お諮りいたします。

町長は村本秋二氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、本議会の意見は適任と決定し答申する事にしたいと思いますがこのように決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

従って町長が村本秋二氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会の意見は適任と決定し答申する事に決定致しました。

◎ 日程第15 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○副議長（南 和博君） 次、日程第15 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 諒問第2号 同じく人権委員候補者の推薦についての提案説明を申し上げます。現在人権委員として活躍頂いております、阿部一憲氏が平成28年3月31日に任期満了を迎えるため、旭川地方法務局長からその後の後任候補の推薦依頼がありました。阿部氏は退任の意向が強いため、後任として浅水重喜氏を推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案を申しあげる次第でございます。

浅水氏は現在司法書士行政書士事務所を営んでおり、高度な法律知識を持って暮らしの法律相談を解決する身近な法律家として活躍されております。人格質権ともに高く、社会の事情に精通され、社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え推薦にあたり議会の意見をとる次第であります。なお、浅水氏は昭和25年11月10日生まれの65歳であります。旭川東高校、そして早稲田大学工学部を卒業でございます。以上を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） これから諒問第2号に関し質疑を行います。

ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

町長は浅水重喜氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、本議会の意見は適

任と決定し答申する事にしたいと思いますが、このように決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

従って、町長が浅水重喜氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会の意見は適任と決定し答申する事に決定しました。

◎ 日程第16 報告第5号

○副議長（南 和博君） 次、日程第16 報告第5号を議題といたします。

総務住民常任委員会から所管事務調査の報告です。

この際、委員長から調査の結果並びに結果についてご報告いただきます。

9番 齋藤議員。

○9番（齋藤和信君） 報告をいたします。

総務住民常任委員会の所管事務調査報告を只今よりいたします。

去る11月18日に住民課に関しては交通安全対策、総務課に関しては町の災害対策について所管事務調査を行いました、目的といたしました町内の交通安全対策については、町内における交通事故をなくすためにどのような防止対策をとるか、また災害対策につきましては、昨年度の洪水と共にした中で町の防災対策だと備品等々を総務課の方から提出を頂きまして調査内容につきましては皆様のお手元に配布をしている通りでございます。調査のまとめといたしましては、交通安全対策につきまして町内の危険個所の現状と今後の対策といたしましては、現在、斑渓14線東3号と10線東1号の一時停止標識については、町と警察が協議中で、今後一時停止を取り付けるというような説明を受けた中で、その他の交差点につきましては危険度の高い順に警察、道路管理者等々と順次対策を勧めるべきであると、また、農村部におきましては農繁期の時期に国道から農作地に入る時の農作業機械での走行がなされた中でその注意喚起をどのような形でとっていくか今後共国道に注意喚起が必要ではないかという判断をいたしました。また、歩道対策については、現状の歩道を調査し、電動車椅子等が対応できるようなバリアフリー等に向けた安全対策を今後図っていくべくと、また町の災害対策につきましては、災害時の備品等の整備状況の説明を受けまして、備品等については平成26年度より5年計画において行政が整備していくという計画の中で、災害時における利用できる製品等は各団体と協定を結んでいるが、今後は協定先とのシミュレーションやフローチャート等で態勢を行うべきだという意見がまとめに出されております。また、災害時における避難態勢におきましては、災害時

の連絡には予報や災害情報を防災端末で周知し、迅速また的確に情報を提供する事によって生命の安全と大切な財産を守れるように早い段階で情報を発信すべきであるというような調査のまとめをいたしました。以上でございます。

○副議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎ 日程第17 報告第6号

○副議長（南 和博君） 次、日程第17 報告第6号 産業教育常任委員会中間報告を議題とします。

会議規則第47条第2項の規定により、同委員会より中間報告をしたい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件は申し出の通り報告を受ける事にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。

この際、委員長から報告を受けます。

1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 所管事務調査中間報告 産業教育常任委員会 本委員会は下記事件について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第47条第2項の規定により中間報告する。

調査事項 まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについて

調査方法 関係区分による委員会協議

調査日 平成27年10月28日、11月19日

調査の目的 美深町人口ビジョンに関わる目指すべき将来の方向の具体的課題と解決策についての協議

調査の内容 10月28日に町から美深町人口ビジョン及び美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略が示された。高齢化、少子化、過疎化と人口問題及び産業振興に対する美深町の課題は多々あり、今般示された内容を検証しつつ、本委員会として産業の活性化、教育のあり方それに伴う人口対策等について方向性を示すもの

調査方法としては、各委員が独自の観点から区分毎に、現状と課題方向性を示し、各事項について全体協議をした。

調査のまとめ 調査事項に係る各委員からの項目は下記の通り。

- 1、 チョウザメ振興
- 2、 中心市街地の空洞化対策
- 3、 農業支援塾の展望について
- 4、 農業の6次産業化による雇用の場の創出
- 5、 ハーブを活用した産業振興について
- 6、 エネルギー資源としての木材の活用
- 7、 淡水魚を活用した産業の振興
- 8、 美深野菜ブランド化の取り組み
- 9、 対面によるスポーツ行政の充実
- 10、 山村留学の充実
- 11、 美深高校の教育充実
- 12、 スキー場景観整備の付加価値化
- 13、 特色ある教育の実践

以上でございます。

○副議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） なければ以上で産業教育常任委員会中間報告を終了します。

◎ 日程第18 休会日の決定

○副議長（南 和博君） 次、日程第18 休会日の決定を議題といたします。

8日と9日は議案審査並びに付託事件審査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

従って8日と9日は休会とする事に決定しました。

本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労様でした。

閉会 午後4時54分

平成27年第4回定例会
美深町議会議録

第2号（平成27年12月10日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第54号 委員会報告（美深町高等学校卒業生奨学基金条例の制定について）
- 第 3 議案第55号 委員会報告（美深町学校図書等整備基金条例の制定について）
- 第 4 議案第53号（美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について）
- 第 5 議案第56号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について）
- 第 6 議案第57号（美深町税条例等の一部改正について）
- 第 7 議案第67号（第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定について）
- 第 8 議案第58号（美深町コミュニティーセンター指定管理者の指定について）
- 第 9 議案第59号（美深町給水施設指定管理者の指定について）
- 第10 議案第60号（平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号））
- 第11 議案第61号（平成27年美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））
- 第12 議案第62号（平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号））
- 第13 議案第63号（平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 第14 議案第64号（平成27年と美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 第15 議案第65号（平成27年美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 第16 議案第66号（平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号））
- 第17 意見書案第7号（JR北海道が進めようとしている合理化案の撤回と経営安定のためのさらなる支援策を求める意見書案）
- 第18 承認第4号（閉会中の所管事務調査の申し出）
- 第19 承認第5号（閉会中の継続審査の申し出）

◎出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君 | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君 | 8番 諸岡勇君 |
| 9番 齊藤和信君 | 10番 南和博君 |

◎欠席議員（1名）

11番 倉 兼 政 彦 君

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 渡辺 英 行 君	住民生活課長 羽 野 保 則 君
保健福祉課長 望月 清 貴 君	農務課長 草 野 孝 治 君
建設水道課長 杉 本 力 君	会計管理者 吉 田 克 彦 君
総務グループ主幹 川 端 秀 司 君	企画グループ主幹 小 林 一 仙 君
生活環境グループ主幹 後 藤 裕 幸 君	税務グループ主幹 山 崎 義 典 君
保健福祉グループ主幹 小 野 勇 二 君	農業グループ主幹 中 江 勝 規 君
建設林務グループ主幹 中 林 秀 文 君	水道住宅グループ主幹 南 坂 陽 子 君

◎教育委員会

教育委員長 宮 原 宏 明 君	教 育 長 石 田 政 充 君
教育次長 玉 置 一 広 君	教育グループ主幹 桜 木 健 一 君
教育グループ主幹 大 堀 裕 康 君	幼児センター長 藤 原 裕 子 君

◎農業委員会

農業委員会会长 外 崎 敬 雄 君	事 務 局 長 草 野 孝 治 君
-------------------	-------------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君	事 務 局 長 長 谷 川 浩 君
----------------	-------------------

◎議会事務局

事 務 局 長 長 谷 川 浩 君	事 務 局 係 長 神 野 勝 彦 君
-------------------	---------------------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○副議長（南 和博君） 本日の定例会も倉兼議長が欠席につき、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

只今の出席議員は10名です。

定足数致していますのでただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○副議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

局長。

○事務局長（渡辺英行君） 諸般の報告をいたします。

去る12月8日に産業教育常任委員会が開かれ、付託事件の議案第54号及び議案第55号の審査を行い、審査結果報告書が議長宛に提出されておりますので本日の会議に付議しております。

次に議会議案について申し上げます。議会側から意見書案1件、承認案2件が追加案件として本日の会議に付議しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 議案第54号 委員会報告

○副議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第54号 美深町高等学校卒業生奨学基金条例の制定についてを議題といたします。

本件については産業教育常任委員会に委託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨報告がありました。この際委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 産業教育常任委員会報告 産業教育常任委員会報告をいたします。

去る7日に付託されました議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定についての審査の経過並びに結果についてご報告いたします。本件は、去る8日産業教育常任委員会委員全員出席の元、教育委員会部局から出席を頂き慎重に審査を行いました。今回の条例制定の目的ですが、学校の存続を見据えたより特色のある新たな取り組みとして地元の美深高等学校から大学等に進学する生徒に対して奨学金を給付し、社会に貢献する有能な人材の育成と美深高等学校の教育振興に資することとしております。その内容は大学

に進学した者について月額3万円、短期大学または専門学校に進学した者は月額2万円を給付し、奨学金は返還を要しないというものです。本委員会としては委員長宛に提出されました2本の修正動議も合わせ慎重に内容審査を行ったところ、本条例が施行されることにより美深高等学校への入学を促し、経済的理由により大学などでの修学が困難な状況にある生徒を支援し、より有用な人材の育成が図られることから本条例制定は可否同数により委員会条例第14条の委員長評決の結果、原案可決すべきものと決しました。尚、採決時において2人より少数意見の留保がありましたので申し添えます。以上、産業教育常任委員会の審査報告といたします。

○副議長（南 和博君） 只今の委員長報告に対して質疑がある方は発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

本件について2番長岐議員及び7番岩崎議員より会議規則第76条第2項の規定により少数意見報告書が提出されております。はじめに2番長岐議員から報告を求めます。

2番。

○2番（長岐和彦君） 産業教育常任委員会に付託されました条例案について留保いたしました少数意見を次の通り報告書を読み上げて報告いたします。少数意見報告書 12月8日の産業教育常任委員会において留保した少数意見を次の通り会議規則第76条第2項の規定により報告します。議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定について、意見の要旨です。本条例案は美深高等学校入学志願者減少という喫緊の課題に対応した本町独自の取り組みです。文中、奨学生の資格要件とした第9条第1項第3号では大学を卒業後美深町に貢献しようとする者とありますが、申請の段階で意思確認するものの卒業後の美深町への貢献の実態確認は難しいとの説明です。美深高校への入学は町外からも可能であるため、卒業後は本人の故郷に対して貢献しようと考えた場合についても同様の適用で返済をしない奨学金を活用しているのであり、美深町への貢献の思いを持っていてほしいとの説明です。美深高等学校の卒業者では美深町への貢献のみならず多様な分野において幅広く活用している方々がおります。また、町外出身者に対して敢えてたがをはめる必要はなく、奨学金活用により卒業後は広く社会に貢献して頂くとの観点から、第9条第1項の奨学生の資格は大学に進学した者、校長が推薦した者、奨学金の実績が給付の実績が無い者で要件を満たしていると判断します。以上の理由から条例制提案について反対ですが、付託された本条例案は委員会において可決されましたので、美深町議会会議規則第75条に基づいて少数意見を留保したので報告いたします。提出者は私、長岐。賛成者は岩崎議員であります。以上です。

○副議長（南 和博君） 続いて7番岩崎議員報告を求めます。

7番。

○7番（岩崎泰好君） 少数意見の留保について報告書の朗読を持って代えさせて頂きます。少数意見報告書 12月8日の産業教育常任委員会において留保した少数意見を次の通り会議規則第76条第2項の規定により報告をいたします。

議案番号及び件名 議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定について
意見の要旨 用語の定義第2条3号大学等学校教育法昭和22年法律第26号の規定に基づく 次に掲げる大学、短期大学または専門学校 正規の修業年限が4年以下の専門課程を置く専修学校について各種学校が給付の対象とならないことを指摘した。

質疑の説明では、規則（用語の定義）第2条 条例第2号第1項第3号ウに規定する専門学校には修業年限が1年以上の学校教育に類する教育施設で教育委員会が認めるものを含むとの見解であったが、条例で規定しようとする専門学校と言う専門課程を置く専修学校と規則で拾い上げようとする各種学校は性質や内容が違うものであり、学校教育法昭和22年法律第26号の規定に基づく次に掲げる大学、短期大学または専門学校を言うとの条例との大きな矛盾が生まれる。よって条例第2条第3号ウ専門学校 正規の修業年限が4年以下の専門課程を置く専修学校にと、学校教育に類する教育する施設であり修業年限が1年以上の各種学校を加え、条例に明記する必要がある。そのような意見書でございます。以上朗読を持って代えさせて頂きます。

○副議長（南 和博君） それでは議案第54号の委員長報告について討論を行います。
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定については委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○副議長（南 和博君） 起立多数です。

従って、議案第54号 美深高等学校卒業生奨学基金条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

◎ 日程第3 議案第55号

○副議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第55号 美深町学校図書等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本件については産業教育常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨報告がありました。この際、委員長から審査の結果並びに結果についてご報告願います。

1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 産業教育常任委員会報告 産業教育常任委員会報告をいたします。去る7日に付託されました議案第55号 美深町学校図書等整備基金条例の制定についての審査の結果並びに結果についてご報告いたします。本件は去る8日産業教育常任委員会委員全員出席の元、教育委員会部局からも出席を頂き慎重に審査を行いました。今回の条例制定の目的ですが、美深町立学校及び美深町幼児センターの図書の充実を図ることにより、確かな学力や豊かな人間性を育まれ、幼児及び児童生徒の読書活動を通じた健全な教養の育成を目的としております。本委員会としては慎重に内容審査を行ったところ、本条例が施行されることにより美深町で学習する多くの児童と幼児センターの幼児に至るまで身近で本に親しみ子供たちが成長するための知識を得る場としての充実を図ることにより情緒豊かな児童教育の振興に資することから、本条例制定は全員一致により原案可決すべきものと決しました。以上、産業教育常任委員会の審査報告といたします。

○副議長（南 和博君） 只今の委員長報告に対して質疑がある方は発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了し、本件について討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第55号について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号 美深町学校図書等整備基金条例の制定については委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（南 和博君） 全員起立です。

従って、議案第55号 美深町学校図書等整備基金条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

◎ 日程第4 議案第53号

○副議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第53号 美深町行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

これから議案第53号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。

これから議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 討論なしと認め、これから採決を行います。議案第53号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○副議長（南 和博君） 起立多数です。

従って、議案第53号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第5 議案第56号

○副議長（南 和博君） 日程第5 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。

これから議案第56号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。

これから議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 討論なしと認め、これから採決行います。議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○副議長（南 和博君）賛成多数です。

従って、議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備については原案の通り可決されました。

◎ 日程第6 議案第57号

○副議長（南 和博君）日程第6 議案第57号 美深町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第57号に関し質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君）別段なければ質疑を終了します。

これから議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君）討論なしと認めこれから採決を行います。

議案第57号 美深町税条例等の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は举手願います。

（全員挙手）

○副議長（南 和博君）全員賛成です。

従って議案第57号 美深町税条例等の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第7 議案第67号

○副議長（南 和博君）次、日程第7 議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定については地方自治法第117条の規定により荒川議員が除籍となりますのでよろしくお願ひ致します。

（荒川議員退場）

○副議長（南 和博君）日程第7 議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから議案第67号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君）別段なければ質疑を終了します。

これから議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定について採決します。

議案第67号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って議案第67号 第4・第5コミュニティーセンター指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

(荒川議員入場)

◎ 日程第8 議案第58号

○副議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第58号 美深町コミュニティーセンター指定管理者の指定について質疑を議題といたします。

これから議案58号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

これから議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号 美深町コミュニティーセンター指定管理者の指定について採決します。

議案第58号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って議案第58号 美深町コミュニティーセンター指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第9 議案第59号

○副議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第59号 美深町給水施設指定管理者の指

定についてを議題とします。

これから議案第59号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

これから議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号 美深町給水施設指定管理者の指定について採決します。

議案第59号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って議案第59号 美深町給水施設指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第10 議案第60号

○副議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第60号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これから議案第60号に関し質疑を行います。

1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 第60号の11ページの2款19節の新しい交通支援事業給付金についてお聞きしたいと思います。これは以前、地域おこし協力隊の方が担っていた事業だったと思いますが、今回はシルバー人材の方に行くような説明があったのですが、協力隊の方も入れ替わりに入っておられますのでどのような事情でそのようになったかをお聞かせください。それと次の13ページのところなのですが、8款の土木費の16節の資材代、国道のプランターだと思うのですが、これはこのようになりますというようなカラーコピーできていますけれども、この計画は元来VSPで開発局と町とあとその関係する自治体なりボランティア等の3者の協議の元に行っていたと思われます。直近の会議では収納場所、土の入れ替え等の課題があるという指摘がしてありますけれども、そこら辺の判断がどのようになっていたかと町費だけ注ぎ込むのかそこら辺の説明もお聞きしたいと思います。それと同じページの7款のびふか温泉の改修の工事請負費ですが、これは給湯暖房のボイラーを2台から1台に変更するようなお話があったのですが、1台にしてもしこ

れがパンクした場合はバイオマスのそちらのボイラーしかないのでそれで大丈夫なのかと心配がありましたのでそこら辺の確認もしたいと思います。それともう1点ですが、15ページの10款の学校給食費の節11番の需用費ですが、修繕料が発生しておりますがこれは給食の出し入れ口のシャッターに運搬車がぶつかってシャッターの修理をしたということですが、このような場合、委託契約の中にそういうものが入っているのかいないのか、それと保険で対応できなかったのか、その4点をお聞きしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） まず私の方から11ページの新しい公共支援事業交付金の部分、それから13ページびふか温泉の工事請負費の部分について回答申し上げます。新しい公共の部分につきましては、一昨年から地域おこし協力隊を使って、買い物支援の宅配サービスと見守りをやっておりました。今年新しい協力隊を迎えて、協力隊によって実施をしていたところだったのですけども、家庭の事情がありまして退任させてほしいということで6月いっぱい退任しております。それ以降、募集をかけているのですけれどもなかなか後任が見つかってこないということで、買い物支援については月に30件以上利用がありますので、これは途中で止めるわけにはいかないということで、シルバーに委託する中で事業を進めておりまして、今回その経費が月に10万ぐらい掛かるものですから補正をさせて頂いて、引き続き3月までやっていきたいということあります。それからびふか温泉のボイラーの部分ですけれども、こちらはふるさと館のボイラーということで現在給湯と暖房のボイラー2つございますが、メインは昨年設置しました木質バイオマスのボイラーこちらで熱の供給を行っております、ふるさと館の中で熱交換を行って給湯と暖房を使っているということですので、一台にしてパンクした時に困るのではということであるのですけども、今回入れ替える部分については基本的に補助的に使うという部分になって参りますのでメインは木質バイオマスの熱を使うというスタイルで温泉自体そういう運営をしていくということになっております。以上です。

○副議長（南 和博君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 2点目のプランターの関係のご質問でございますけども、VSP事業ということで開発さんと町と実施団体ということでこれまで実施して参りましたけれども、今年に入りまして開発さんの方の予算事情も厳しいということになかなかプランターのみの支援は可能ですかということで回答頂きまして、これまで景観に配慮した木製枠のプランター等を実施していくこと伺っていたのですけれども、プランターのみということでしたので町の方で景観に配慮した形での木製枠のプランターを用意したいということで今回ご提案をさせて頂いております。木製のプランターに

しますとちょっと大きさも大きくなりますので収納場所については町の施設の方で対応できるということで対応させて頂きたいと考えております。プランターの土ですけれども、現状国道の方で花壇を撤去した土を町の施設の方に堆積してございますのでそちらの土を利用してプランターの方で活用していきたいと考えてございます。以上です。

○副議長（南 和博君） 桜木教育グループ主幹

○教育グループ主幹（桜木健一君） ご質問のあった学校給食センターのオーバースライダーの修理の関係でございます。このオーバースライダーというのも車両の契約の中に重大な過失があった場合は損害の責を負うというふうに記載されています。今回のこの修理の原因となった内容は、給食の調理が遅れたということが原因で、運転手が早く配送しなければならないという焦りが原因となっているところです。学校給食センターの保険加入率というか保険に入っておりまして保証は7割というふうになっております。以上です。

○副議長（南 和博君） よろしいですか。はい、1番。

○1番（小口英治君） まず、給食の件は保険に入って7割は保険で賄って3割を町費で出したということで、ここら辺の判断基準なのですけれども、調理時間が遅れたから事故があつてはならないですよね。当然。これは委託の規則なり、契約の段階で事故等が懸念されますけれどもそこら辺はどういうような事故等についての契約をしているかもう1回聞きたいと思いますけれども、それはそれでまた後からで良いです。それと今度は13ページのプランターの話を聞きしますけれども、あと土は掘り起こしたもの役場でとつてあるし、木枠などは役場で管理するとそこまでは解りました。あとその花ですとか花代はどうなるのか。それと1度町内会に何機ぐらい必要ですかというフレが回りましたけれども、これは何機の計算でこのような要求を出しているのか聞きたいと思います。それと買い物支援ですけれども私は最近だったかと思っていたのですけども、新しい方が協力隊の方に入られましたよね。その時点で従来の業務をやっていましたよね、昔。そういう風に考えられなかったのか、いきなりシルバー人材の方にこの支援事業が移ったのか、そこら辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。何か事情があってシルバー人材にいったのか、掛け持ちでは難しいということだったのかどうか。

○副議長（南 和博君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 最初に私の方から回答させてもらいます。買い物支援の部分ですけども、今年25年、26年と2年間協力隊の方にやってもらいまして、今年新しい方を入れて同じ業務をやっておりました。その方が家庭の事情で辞めさせてほしいということになって後任を探すまでの間、配達する方がいなかつたものですから、まずシルバーに委託をしてやったのですけどもその後もずっと後任の新しい協力隊がなかなか

見つからないということで引き続きシルバーでやっていると。それで25、26年度は2人を使って宅配をやっていたのですけども、宅配の件数的に一人で回っていけるという判断をしましたので、今年宅配の方は選任一人でやるということにしておりました。観光協会の方は観光協会の方でまた新たな人を入れてはいるのですけれども、そういったことで宅配は一人にしましてやっていたのですけれども今言ったような事情でやめてしまったものですから後任が見つからなくてシルバーでやっているということでもう1人の方は観光協会の業務を専任でやっているという形になっておりますので、宅配の方は今委託でやっているという形でございます。以上です。

○副議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 国道40号のプランターの件なのですけども、今までですと実は議員さんご存知だと思いますけれども開発局で花代を出しているわけではありません。美深道路が美深名寄バイパスをやっている時にはいろんな企業が来ていたので企業貢献ということでやっております。それが終了しましたので地元の維持事業者がやっていよいよ状況です。それも当然厳しい状況ということになっております。そして開発局が出しているのは肥料だけでここ数年ずっとといっている形です。それは本当の1万円2万円のくらいの額でございます。そうした中でVSPに加入すると色々な制約する中でやっていきます。そういう中でプランターを町民の方に見て頂いて、できれば他の自治会のコミセンにも欲しいとかいうような話があれば町の緑化事業の一環として広げていければ良いなという希望も考えております。それとプランターの数については、今各団体から出してもらった部分で行きますと170機程度になろうかと思われます。以上でございます。

○副議長（南 和博君） 竹田給食センター長。

○給食センター長（竹田 哲君） 納入についてお答えさせて頂きたいと思います。先程もご答弁ありました通り契約書につきましては故意または重大な過失により損害を与えた場合は委託事業者が賠償するという風に契約になっておりますが、事故の日は新聞等にも出ました美深牛と添田町の梨を提供した日でありまして梨の納入が遅れました。それで調理の時間がちょっと遅くなってしまったということで、仁宇布線が先に出発するわけなのですが、通常の運用ではオーバースライダーを上げきらないであるよというのが解るところにおいて事故の起こらないような運用にしておりましたけれども、焦っております何故か中途半端に上げて出発してしまったということあります。それで市街地の方のトラックが発進する時に確認しなかったのは委託事業者が1番悪い原因だと思うのですけども、それぞれ給食センター側も仁宇布線の委託事業者にもそれぞれ責任があるということで今回の事故につきましては重大な過失はなかったという判断の元、町で加入

している保険を適用させて頂いたということでございます。

○副議長（南 和博君） 1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 今の説明は解りました。それでそれを教訓にどのような事故をなくすための方策はどうにするか聞きたいと思います。それとプランターの話ですけどもこれの花代はどうなるのかは未定ですか。それも聞きますけどもこれはあくまでも先程冒頭にいった3者でやるというような話の中で、先に町だけがこういう風に進んでしまった後協議の場の考え方はどういう風になりますか。そこら辺のもう最後ですけども花代とその協議の場、必ず3者でやっていたのが町で補正を組んでしまってやってそれで良いのかどうなのか、その判断はどのような考え方を聞きたいと思います。その2点だけお願ひします。

○副議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今、国道のプランター緑化等についてなのですけれども、花代については新年度予算になろうかと思うのですけれども、町で取り組みたいと考えております。これまでの経過からの話なのですから、なかなかVSPということで、このシステムについては開発局さんが作って先程いったように地元自治体、開発局、それと参加団体という3社の協定の基でやっていたのですけれども、なかなかその状況が国の予算的な部分が影響していると思うのですけれども難しい時代に入っています。そういう中でVSPの意義というよりは、今後市街地の緑化という都市計画の観点から取り組んでいくような考え方で今後は行っていきたいと考えております。

○副議長（南 和博君） 竹田給食センター長。

○給食センター長（竹田 哲君） まず保険金参入の件なのですけれども、只今保険会社に届け出をしておりまして、金額が確定次第補正をさせて頂きたいと思っております。それから事故対策なのですから、もちろん小さな事故も含めて給食センターで事故等があった場合は勤務終了後、集まって対応方法を必ず話し合うようにしております。今回の事故につきましてはオーバースライダーのスイッチが建物の内部にしかなかったということも大きな要因かと考えておりますので修繕料を利用させて頂いて外部にもスイッチを増設するような考えを今持っているところであります。以上です。

○副議長（南 和博君） ほかありませんか。

2番 長岐議員。

○2番（長岐和彦君） 13ページの観光費の中の美深町観光協会補助金のことについて伺いたいと思います。説明では職員の待遇改善に伴う給与の改定という説明であったと思います。観光協会の給与の改定をする際の基準がどういうものであるのかということを1

つ伺いたいのと、併せていつ以来の改定になるのか伺いたいと思います。

○副議長（南 和博君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） ご質問の 13 ページの観光協会職員の給与の改善の部分でございますけれども、今回大きく局長と局員と 2 人いるのですけれども、主に事務局員の女性の方の改定が大きな部分でございまして、これまで元々商工会等の職員というか観光協会と商工会の兼務職員ということで最初採用になりまして、それ以降観光協会の方の事業を主にやって頂いているのですけども、当初の段階で町の臨時職員等の基準を用いてやっていたということもありますし、同年代と比べると非常に給与が低いという状況がありました。それで町の職員の前歴監査こういった部分を基準にして今回新たに給与表の給与への貼り付けを行っているところであります。それと合わせまして毎年 4 月に給与改定をしていたのですけども、今日の職員も 1 月が給与改定になっておりますので、今回 1 月に給与の昇給を合わせていくというようなスタイルでの改定でございます。前回の改定の部分については、平成 24 年に大きな改定をして改定と言いますかをやっておりまして、主に事務局長の部分、職員の手当ですとかそういったものに合わせるような形で改定をしておりますし、事務局員についてもその段階から一定程度手当等を出しておりました。それ以来の改定となってございます。以上です。

○副議長（南 和博君） 2 番 長岐議員。

○2 番（長岐和彦君） 今の説明ですと局員と局長の改定のタイミングが異なっているということなのですけれども、その基準に関していうと町の前歴監査や臨時職員の同年代の基準に照らしてということでもありました。それでもなお現在の観光協会の職員である局員及び局長の給与の改定というのはある程度満たされていると判断しているのか、なお今後もそういう改定をしていきながら適切と思われるところまで引き上げていく必要があるのか。その辺は如何でしょうか

○副議長（南 和博君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 局長の部分につきましては、既に前歴監査等を行って給与の貼り付けを行っておりましたので、前歴の関係があるので若干同年代の町の職員と比べると若干低いという部分はありますけども、そこは適正に前歴を見て制度を作っておりますので適正になってございますし、事務局員の部分も今回の改定で局長と同じような待遇というか給与自体の貼り付けは前歴の関係があって低いですけども、待遇自体は同じになって参りますので基本的にこれから職員の改善等に合わせてやっていくような形になると思います。

○副議長（南 和博君） 2 番 長岐議員。

○2番（長岐和彦君） 解りました。その中で6月、12月というのは特別に手当が出る月ではあるのですけども、そういうところの基準、率なのですがそこも町の職員、町の行政職員と同じような率というところ、全く同じではなくてもそういう考え方で給付するということなのでしょうか。

○副議長（南 和博君） 小林企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） そこについても職員と同じ率ということになってございます。

○副議長（南 和博君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

これから議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めこれから採決行います。

議案第60号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号）について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って、議案第60号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第8号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第11 議案第61号

○副議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第61号 平成27年美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから議案第61号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

これから議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めこれから採決行います。議案第61号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について原案の通り決定すること

に賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って、議案第61号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
は原案の通り可決されました。

◎ 日程第12 議案第62号

○副議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第62号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について議題とします。これから議案第62号に
関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。

これから議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めこれから採決を行います。議案第62号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について原案の通り決定
することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って、議案第62号 平成27年美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第13 議案第63号

○副議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第63号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから議案第63号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

これから議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めこれから採決を行います。

議案第63号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って、議案第63号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第14 議案第64号

○副議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第64号 平成27年と美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから議案64号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

これから議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めこれから採決を行います。議案第64号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って、議案64号 平成27年美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第15 議案第65号

○副議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第65号 平成27年美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから議案愛65号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

これから議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めこれから採決を行います。議案第65号 平成27年美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って、議案第65号 平成27年美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第16 議案第66号

○副議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第66号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから議案第66号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 別段なければ質疑を終了します。

これから議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めこれから採決行います。議案第66号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）について原案の通り決定することに賛成の方は挙手お願ひます。

(全員挙手)

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って、議案第66号 平成27年美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

◎ 日程第17 意見書案第7号

○副議長（南 和博君） 次、日程第17 意見書案第7号 J.R北海道が進めようとしている合理化案の撤回と経営安定のためのさらなる支援策を求める意見書案を議題とします。

本件の提出者は岩崎議員、賛成者は藤原議員、和田議員です。

この際、提出者の岩崎議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

7番 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 意見書案第7号 JR北海道が進めようとしている合理化案の撤回と経営安定のためのさらなる支援策を求める意見書の提出について、地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。

平成27年12月10日提出

提出者は私岩崎、賛成者は藤原、和田両議員であります。意見書案の朗読を持って意見書案の提出に変えたいと存じますが、次のページをお開きください。

JR北海道が進めようとしている合理化案の撤回と経営安定のためのさらなる支援策を求める意見書案

昭和62年4月1日に国鉄が分割民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべくJR7社が誕生した。国鉄改革はJR各社がそれぞれ独自経営を確保し、地域を支える鉄道の再生を目的として実施された。そして新幹線や都市圏の路線を有するJR東日本東海、西日本の本州3社はこれまで堅調な経営を確保し、株式を上場して完全民営化を果たした。しかし、JR北海道、四国、九州のJR三島会社とJR貨物については、経営基盤が脆弱で積極的な営業施策や徹底した経営効率化など自助努力を重ねてきたもののJR発足30年の節目を迎える現在もなお経営自立を確保する目処が立たずその矛先を地域住民に強いる合理化を進める方向にある。今回JR北海道から提示された合理化案は、地域住民の足を奪い、公共交通の使命に逆行するものであり、断じて容認できるものではない。政府は地域の鉄道が果たす役割や鉄道、貨物輸送の重要性が再認識される中で未だ完遂されていない国鉄改革の課題にJR北海道に対して安易な合理化案の撤回と経営努力を促すと共に、その経営安定のためさらなる支援策を含めた自律への道筋を明らかにする必要がある。北海道にあっては地元の影響は計り知れない結果を生むことを配慮し、同じ認識の基に国やJR北海道との協議に当たるよう望むものである。以上の認識に基づき下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

1 JR北海道が進めようとしている合理化案を撤回し、地域を支える鉄道の再生に努めるようさらなる経営努力を行政の立場から強く申し入れをすること。

2 JR北海道の経営安定、自立経営の確保のため、目減りした経営安定基金の運用益に相当する基金の手立てを確保継続すること。

3 JR北海道における鉄道車両、起動用車両などの動力源用軽油に対する経由引取税については現在の減免措置を経営安定の目安が立つまで継続すること。

4 JR北海道の鉄道用車両に対する固定資産税を当分の間、非課税とする支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月10日

北海道美深町議会議長 倉兼政彦

以上の意見書案の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、北海道議会議長、北海道知事、これらの宛先に提出をするものです。皆様のお審議の程よろしくお願ひいたします。

○副議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第7号について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 別段なければこれで質疑を終了しこれから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第7号について採決します。意見書案第7号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います

（全員挙手）

○副議長（南 和博君） 全員賛成です。

従って意見書案第7号 JR北海道が進めようとしている合理化案の撤回と経営安定のためのさらなる支援策を求める意見書は原案の通り可決し意見書を提出することに決定しました。

◎ 日程第18 承認第4号

○副議長（南 和博君） 次、日程第18 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出です。総務住民常任委員会及び議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。

本件申し出の通り承認したいと思いますがそのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

従って、総務住民常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての

申し出は承認と決定しました。

◎ 日程第19 承認第5号

○副議長（南 和博君） 次、日程第19 承認第5号 閉会中の継続審査の申し出を議題とします。産業教育常任委員会から閉会中の継続審査の申し出があります。本件申し出の通り承認したいと思いますがそのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

従って、産業教育常任委員会から閉会中の継続審査についての申し出は承認と決定しました。

これで本定例会に付議されました関係一切を終了しました。

本定例会は平成27年最後の議会でありますのでご挨拶を申しあげたいと思います。

はじめに町長からご挨拶をお願いいたします。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、議長から登壇を許されましたのでご挨拶を申し上げます。そこで今年27年でありますけども最後の議会でありますので今年を振り返りながらご挨拶を申し上げたいと思います。今年は議員各位を含め、私もそうでありますけども選挙の年であります。そして無投票ということであり大変重い責任を感じながら今日まで歩ませて頂いたということでございます。今年は春以来天候の不順、結果としては農作物もさらにはそれぞれの業界におかれてもまあまあの年、まあまあの師走を迎えるそのように聞いておりましてほっとしている状況であります。ただ、今年は国内外の経済政治を占う、将来を占う課題が定義されたと考えております。1つはTPP更には安全保障そして将来を占う18歳になる選挙制度、こんな改定がなされてきたというふうに思っております。一方で財政再建の名の下で、国は弱い者、働く者、こういう者に光を当てていないと、強い者、豊かな者にどうもシフトされているような危惧と言いますか心配をするものであります。そういう意味では福祉であるとか介護であるとかそういうものがどうなっていくのか非常に心配をするものであります。しかしながら国は、地域を、農村を大切にするこういうことを言っているわけであります。地方創生も約束をしているわけであります。これらを信じながら、私どもは第5次の総合計画の見直しを進めながらその中に総合戦略をまとめたところであります。これも皆様方のご理解、ご協力を賜ったと思っているわけでございます。今年は多くの町の人を失ったとそう思っております。本当に大事な方を私としても失ったと思っております。またこの故郷からこれまた大事な人が転居されるそんなこ

とも起こっているわけであります。しかしながら故郷を思ううれしい何点かのお話もあったと思っております。議員各位とこれらの思いが共有できれば良いなと思うわけであります。結にいたしますけれども、議員各位には12月大事な定例会に議長不在の中でありましたけれども、議会の権能を守って頂いたと思っております。同時に今までのご協力ご支援に感謝を申し上げながら、町民共々に良い師走を迎えることができれば幸いに存じたいと思います。本当に最後の議会であります。ご協力ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（南 和博君） 年末に当たりまして議会を代表して一言ご挨拶申し上げます。先ほど町長からあったように本年は4月の統一地方選挙で新しい議会構成ともなり、新しい視点、新しい発想、新しい議論もあり、一定の議会活性化が図られているものと思いますが、一方で町民の意見がどこまで伝えられたかと言うとまだまだ足りないものがあると思います。兎角議員は町内の各種イベントや行事に参加が少ないと言われております。新しい年は、議員各位はこれまで以上により一層町民の中に入り、声なき声を行政に反映していくことを望むものであります。そのことが議会改革の1丁目1番地であると私は感じるところであります。また今年を振り返って、代表監査の岡崎三郎氏が急逝されました事は、本町にとって大変残念なことであり、議会としても高い見識の中でご指導を頂いたことに改めて敬意を表し哀悼の意を表したいと思います。町政を振り返れば本年は第5次総合計画の中間年に当たり、前期の計画は概ね順調に推移したという報告を受けておりますが、一方で仁宇布小中学校の改築問題、高齢者福祉住宅、美深高校の存続対策、公共施設の改修問題等々後期の課題が明確にあぶり出てきたところであります。これらの課題解決に向けて理事者側と共に真摯な議論を深めていきたいと思います。そんな中にあって唐突に国から丸投げとも取られる地方創生事業の取り組みが否応なしに求められている事は国及び政府の能力不足を露呈しているような気がいたします。地方自治体は常に地方創生にこれまで取り組んでいる中で、各自治体を競争原理の中に放り出す事は戦後のシャープ勧告に基づくユニバーサルサービスの象徴であります地方交付税制度の堅持を崩すものであり、地方自治体の権利と義務を脅かすものであると私は思います。政とは沢の奥の奥、山の奥の奥に人あらばそこに恩恵を与えるものである、と言う言葉を聞いたことがあります。口では地方創生と言いながら実態は地方衰退を招いている今の状況は憤りを感じる所でありますが嘆いてばかりもいられません。これまでの行政、議会がともに積み重ねてきた美深の物心両面の財産を大切に発展させていくうではありませんか。結になりますが、来年は猿年ということで災いが去る、去ることを願い、また、町民の皆様のご健勝とご多幸をご祈念し、年末に際してのご挨拶に変えたいと思いますが、倉兼議長の1日も早い議

会復帰を合わせて祈念する所であります。町長初め理事者側の皆様、そして議員の皆様、
1年間大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（南 和博君） これで平成27年第4回美深町議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副議長 南 和博

署名議員 和田 健

署名議員 中野勇治